

イングランド東部の海洋空間計画と 英国の海洋再生可能エネルギー開発

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 経済産業調査室 森田 倫子

目 次

はじめに

I 「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」の概要

- 1 経緯
- 2 意味・効力
- 3 構成と内容

II 洋上ウィンドファームに係るリースとプロジェクト実施区域・ゾーンの選定

- 1 背景
- 2 クラウンエステートの役割
- 3 区域のリースと区域・ゾーンの選定

III まとめと考察

— 海域の利用調整と海洋再生可能エネルギー施設の立地の観点から —

- 1 東部海洋計画案の特徴と海洋再生可能エネルギー開発
- 2 洋上ウィンドファームに係る区域・ゾーン、東部海洋計画案と漁業

おわりに

【要 旨】

英国初の海洋空間計画となるイングランドの「東部沿岸・東部沖合海洋計画」(案)は、「将来像」、「目標」、「政策方針」の3層から成る。「政策方針」は「目標」を達成するための公的権限者による決定指針であり、それを適用する区域は地図で示されている。「政策方針」は、異なる海洋利用の共存に配慮しつつ、特定の利用等の優先について設定しており、再生可能エネルギー関係では、既存の事業のある区域でのウィンドファーム開発の優先や公的権限者による支持(support)を確認し、地図に画定した区域での将来の潮流開発に対する一定の優先性を示した。英国ではまた、海洋空間計画策定以前に、海洋再生可能エネルギー開発の進展のために、領海外に海洋再生可能エネルギー海域が設定されていた。海域利用調整の側面でも、ステークホルダーにとって重要な区域の事業候補地からの除外、決定過程へのステークホルダーの参加、ステークホルダーへの影響を緩和する方策の提示が行われていた。

はじめに

海洋は、多様な者が多様な形態の利用を行う、三次元的な広がりを持つ場、つまり空間である。一般に海洋では、空間的な位置関係か利用の時期が異なれば、同一海域で複数の利用の共存が可能であるとされる。しかし現実には、空間や時間の重複による利用間の競合はあり、また、ある利用が、他の利用あるいは環境保全に対し影響を及ぼす場合もある。各国ではこれまでも海洋における利用調整や環境保全が図られてきたが、欧米においては、近年、海洋の利用等に係る区域の画定を伴う総合的な計画である「海洋空間計画(marine/maritime spatial plan)」を策定し、これによって国の海域全体をカバーしようとする動きがある⁽¹⁾。海洋空間計画は、端的には、陸上における都市計画のアナロジーとして説明される⁽²⁾。海洋空間計画は、我が国において海洋における研究や開発に対する期待が高まっていること等を背景として注目されている。

英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国。以下、本稿において英国という場合は「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」を指す。)では、英国の海域(領海、排他的経済水域、大陸棚を含む)を区分して、それぞれ海洋計画(marine plan。海洋空間計画の英国での呼称)を策定し、最終的に英国の全海域を海洋計画でカバーすることとされている。本稿では、Iにおいて、英国初の計画として着手され2013年7月に公表されたイングランドの「東部沿岸・東部沖合海洋計画案(Draft East Inshore and East Offshore marine plans)」の概要を紹介する。また、参考資料として、同計画案の「政策方針」(後述)のうち、今回の当館の調査報告書のテーマである再生可能エネルギーに関する節である「3.8 洋上風力再生可能エネルギーのインフラ」及び「3.9 潮流及び波」の仮訳を本稿の末尾に付す。

英国の海洋計画は、海洋における既存の様々な施策や活動を取り込み統合する側面を有する。海洋再生可能エネルギーに関しては、東部沿岸・東部沖合海洋計画案は、これまで英国で進め

(1) 太田義孝「海洋空間計画(Marine Spatial Planning)の国際的動向とわが国での有効性の考察」『海洋政策研究』11号, 2013, pp.1-15. <<http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/201303.pdf>>; 森田倫子「我が国の海域利用調整の現状と英米における海洋空間計画の策定」『海洋開発をめぐる諸相』(調査資料2012-5) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, pp.71-78. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111671_po_20120505.pdf?contentNo=1>; 齋藤純子「統合的海洋政策の理念と展開—EUとドイツを中心に—」『海洋開発をめぐる諸相』同, pp.83-104. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111672_po_20120506.pdf?contentNo=1>なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2013年12月24日である。

(2) 太田義孝「海洋空間計画の概要と日本における取り組みの紹介」『沿岸域学会誌』25巻4号, 2013.3, pp.14-19.

られてきた海洋再生可能エネルギー施設の立地に関する施策等を踏まえて作成されている。そこで、Ⅱにおいては、これまで英国の海洋再生可能エネルギー施設の立地がどのように進められてきたか、具体的には、複数の風力発電機を集めた洋上のプラント（洋上ウィンドファーム）に係る用地（海底）等のリースやプロジェクトを行う区域の選定の仕組みについて概説する。

Ⅲにおいては、海域の利用調整と海洋再生可能エネルギー施設の立地の観点から、Ⅰ・Ⅱの内容についてまとめと考察を行う。なお、我が国においては、海洋での研究や開発の実施に際し、海洋の先行利用形態である漁業との調整が課題となることが少なくない。そこでⅢでは、英国での海洋再生可能エネルギー開発と漁業との関係も取り上げる。

I 「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」の概要

1 経緯

(1) 英国の海洋計画制度

英国の海洋計画策定の制度は、「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律（Marine and Coastal Access Act 2009）」により導入されたものである⁽³⁾。

英国の海域（領海、排他的経済水域、大陸棚を含む。同法第42条第1項）は、①イングランド沿岸海域（the English inshore region）、②同沖合海域（the English offshore region）、③スコットランド沿岸海域、④同沖合海域、⑤ウェールズ沿岸海域、⑥同沖合海域、⑦北アイルランド沿岸海域、⑧同沖合海域の8つの海洋プランニング海域（marine planning region）からなる（同法第49条第1項）。なお、ここでいう沿岸海域は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドそれぞれに接する領海の、海側の境界までの海域を意味する（同法第322条第1項）。それぞれの海洋計画当局（marine plan authority）は、①及び②については英国の主務大臣、④はスコットランド政府大臣、⑤及び⑥はウェールズ政府大臣、⑧は北アイルランド環境省である（同法第50条第2項）⁽⁴⁾。海洋計画当局は、「海洋政策方針書（marine policy statement）」が示す国レベルの枠組に基づいて、各海洋計画区（各海洋プランニング海域の全体又はそれをさらに細かく区切ったもの）についての海洋計画の策定を行う（同法第51条第1項）。

英国の海洋計画策定制度は、策定過程の各段階でステークホルダー⁽⁵⁾が会合での議論やコンサルテーション⁽⁶⁾を行う形で参加し、その結果を踏まえて次の段階へ進む仕組みとして構築さ

(3) 英国における海洋計画の制度及びイングランドにおける海洋計画策定の経緯と手法の概要は、平成24年度の当館の調査報告書で扱っている（森田 前掲注(1), pp.72-75.）ため、以下、本稿では、制度や経緯、手法についてはそれから抜粋して簡潔に記述する。

(4) これは英国の分権の状況を反映したものである。③及び⑦については、スコットランド及び北アイルランドが独自に規定するため、同法においては所管が規定されていない（「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律—注解書」項番155（Marine and Coastal Access Act 2009 - Explanatory Notes, 155.）<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/23/notes/division/2>>）。

(5) 海洋計画のステークホルダーは、海洋計画当局が、その海洋計画に利害関係を有する、又は、その海洋計画によって影響を受ける可能性があるものとみなす全ての者、及び一般公衆である（「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律」附則6第5条第8項）。利害関係を有する部門の具体例として、イングランドでは、「養殖、防衛及び国家安全保障、エネルギー生産及びインフラ整備、漁業、地域コミュニティ及び公選職者（elected members）、地方公共団体、海砂利、海洋保護、海洋における浚渫及び廃棄、港及び海運、電気通信及び海底電信、観光及びレクリエーション、廃水の処理及び廃棄」を挙げている（Marine Management Organisation, *East Inshore and East Offshore marine plan areas Statement of Public Participation: Revised May 2012*, pp.7-8. <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_final_spp_revised.pdf>）。

れている。各海洋計画の内容の検討に着手する前には、ステークホルダーの参加のあり方を定める「公衆参加方法書 (Statement of Public Participation)」がそれぞれ作成されるが、これの作成にもステークホルダーが参加する。

(2) イングランドの東部沿岸・東部沖合海洋計画の策定の経緯

イングランドの海域 (すなわち、前述の海洋プランニング海域の①及び②) についての海洋計画の策定は、英国の主務大臣から「海洋管理機関 (Marine Management Organisation : MMO)」に委任されている。海洋管理機関は、「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律」によって新設された非省庁公的機関 (non-departmental public body : NDPB) であり、それまで政府の各部門にまたがっていた海洋に関する多くの機能を政府に代わって果たす組織である。

イングランドの海域は11の海洋計画区に区分されたが、海洋管理機関は、そのうちのフランバラ岬からフィーリクストウに至る「東部沿岸海洋計画区 (East Inshore Marine Plan Area)」とその沖合の「東部沖合海洋計画区 (East Offshore Marine Plan Area)」の2つの海洋計画区 (これらの位置については本稿末尾の仮訳中の地図を参照) を対象として、英国初となる海洋計画の策定に着手した。

「東部沿岸海洋計画区」と「東部沖合海洋計画区」におけるほとんどの活動が両計画区を通じた協調的アプローチを必要とすることから、計画策定の過程は1つに統合され⁽⁷⁾、計画も1つの文書としてまとめられることとなった。そのため、この2つの海洋計画区のための海洋計画は、「東部沿岸・東部沖合海洋計画 (East Inshore and East Offshore marine plans)」又は略して「東部海洋計画 (East marine plans)」と呼ばれる。同様に、この2つの海洋計画区を併せて扱う場合は、「東部沿岸・東部沖合海洋計画区」や「東部海洋計画区」と呼ばれる (以下、本稿では、「東部沿岸海洋計画 (区)」と「東部沖合海洋計画 (区)」を併せて扱う場合は、文書名のときと引用のときを除き「東部海洋計画 (区)」と表記する。)

計画内容の検討は2011年4月に始まり、当初予定 (2012年秋以降) から半年以上遅れた2013年7月16日に「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」⁽⁸⁾が公表された。

なお、東部海洋計画策定過程へのステークホルダーの参加は、その公衆参加方法書において、地域ごと又は部門ごとのワーキンググループ、ワークショップ、ステークホルダー会合、1対1の会合、各所で開かれる誰でも立ち寄って海洋管理機関の担当者と話ができるイベント、ウェブでのコンサルテーション、アンケート等を通じて行われるものとされた⁽⁹⁾。東部海洋計画案公表に至るまでの間も、ステークホルダーはこうした会合や手段を通じて策定過程に参加して

(6) 英国におけるコンサルテーションとは、省庁等が、原案等を、ステークホルダーに送付し、かつ、ウェブサイトに掲載し、ステークホルダーから意見・助言を受ける制度である。省庁等がステークホルダーの団体を網羅的にリストアップして原案等を送付する点やコンサルテーション実施期間が長い (最短12週間) 点などが、我が国のパブリックコメント制度と異なる。次の資料に詳しい。：「第21次国民生活審議会総合企画部会 第3回 (2008年1月28日) 参考資料4-2：意見募集 (パブリックコメント) のあり方について」pp.8-10。 <<http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai/kikaku/21th/080128sankoshiryo04-2.pdf>>；農林水産奨励会・農林水産政策情報センター「英国のコンサルテーション (海外調査報告)」2002.3。 <<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/gaiyo/pdf/036.pdf>>

(7) Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans: Executive summary*, July 2013, para.5 (pp.3-4)。 <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans_executivesummary.pdf>

(8) Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013。 <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>

(9) Marine Management Organisation, *op.cit.* (5), pp.10-14.

きたが、2013年10月8日まで12週間に渡って実施された最終段階のコンサルテーションでも100を超える組織から約2000のコメントが寄せられた⁽¹⁰⁾。2013年12月中旬現在それらの検討がなされており、その後、コメントの考慮と計画案の修正について説明するレポートが公表されるという。計画の採択は、2013～2014年の冬以降とされている⁽¹¹⁾。

2 意味・効力

東部海洋計画案の中核をなすのは、公的権限者 (public authority)⁽¹²⁾ の決定指針である「政策方針 (policy)」であるが、「政策方針」は、「新たな必要条件を確立するものではなく、東部海洋計画区の特徴を考慮して、国の政策の意図を東部沿岸海区及び東部沖合海区に対して適用する、又は、明確化するものである」とされている⁽¹³⁾。

イングランドの海洋計画は、英国の主務大臣によって採用され公表されると、直ちに効力を生じる⁽¹⁴⁾。海洋計画の適用は、公的権限者により、主に既存の規制及びその他の決定の仕組みを通じて実現される⁽¹⁵⁾。

「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律」第58条には、許可又は執行の決定を行う全ての公的権限者は、原則として、海洋政策文書 (海洋計画及び海洋政策方針書) に従って当該の決定を行わなければならない、関係する決定が海洋計画に従って行われなかった場合には、公的権限者は、理由を表明しなければならないと規定されている⁽¹⁶⁾。この規定の例外は、「2008年計画法 (Planning Act 2008)」に基づく、「国家的に重要なインフラプロジェクト (nationally significant infrastructure projects : NSIPs)」のための開発の許可の申請に係る決定であり、その場合、関係主務大臣は、海洋計画及び海洋政策方針書を考慮しつつ、関係する「国家政策方針書 (National Policy Statement)」に従って決定しなければならない⁽¹⁷⁾。「国家的に重要なインフラプロジェクト」には、例えば、主要港の開発や、100MW超級の洋上風力発電施設の設置が該当しうるとされる⁽¹⁸⁾。

なお、個々の海洋開発の申請には、海洋計画の採用以後もそれ以前と同様に、活動及び実施場所についての案件固有のアセスメントが必要である⁽¹⁹⁾。東部海洋計画は、計画策定の背景

(10) この文及び次の文は、次の資料に基づく：Marine Management Organisation, *Marine Planning Newsletter*, Issue 16, October 2013. <<http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/news/newsletter16.htm>>

(11) Marine Management Organisation, *East Inshore and East Offshore marine plan areas Statement of Public Participation: Revised August 2013*, p.7. <http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_final_spp_august2013.pdf>

(12) 公的権限者 (public authority) は、英国大臣 (minister of the Crown)、官公庁役職者 (public office-holder) 又は公的機関 (public body) を意味する。公的機関には、政府省庁 (government departments)、クラウンエステート、地方自治体 (local authorities)、地方プランニング当局 (local planning authorities) 等が含まれる。(Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), p.148.)

(13) *ibid.*, para.4 (p.1).

(14) Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.22 (p.10).

(15) *ibid.*, para.4 (p.3).

(16) *ibid.*, para.22 (p.10). ; Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.7 (p.2).

(17) この文及び次の文は、次の資料に基づく。Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.8 (p.2). ; *op.cit.* (7), para.22 (p.10).

(18) 「国家的に重要なインフラプロジェクト」の許認可手続きについては、次の資料に詳しい：日本エネルギー経済研究所『平成24年度国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外における再生可能エネルギー事業の立地に関する調査) 報告書』(平成24年度資源エネルギー庁委託調査), 2013.2, pp.55-56.

と経緯や、特定の活動・開発が支持（support）される場所を示しているため、案件固有のアセスメントに対しても寄与するとされている。

3 構成と内容

(1) 構成

「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」は、「第1章 背景及び概観」、「第2章 将来像（vision）及び目標（objectives）」、「第3章 計画政策方針」、「第4章 実施、モニタリング、見直し及びエビデンス」の4章から成る、全149ページの文書である。計画案の骨格としては、まず20年後の「将来像」を示し、次に「将来像」を実現するための11の「目標」を掲げ（第2章）、さらに「目標」を達成するための公的権限者による決定指針である38項目の「政策方針」を示す（第3章）という3層構造になっている。「政策方針」には、（可能な場合には）それを適用する区域の地図が付されている。

(2) 「将来像」

東部海洋計画区の20年後のあるべき将来像として、次の内容が示されている。これは、東部沿岸海洋計画区、東部沖合海洋計画区の両者をカバーするものである⁽²⁰⁾。

「2033年の『将来像』（案）」

2033年までに、東部沿岸及び東部沖合の海区は、部門間の協力と統合の結果として、英国の洋上風力によって作られた電力の相当部分を供給している。経済成長をもたらす一方で、海洋生態系を保護し、地元コミュニティに新規雇用、富、並びに改善された健康と福祉を提供しつつ、私たちの海区の持続可能で効果的かつ効率的な利用が達成されている。」

(3) 「目標」

「将来像」を実現するための11の「目標」（表1）が掲げられているが、これらについては、それぞれが他の「目標」を補い合う1つのパッケージとして扱われなければならないとされる⁽²¹⁾。あらゆる「目標」をあらゆる場所、あらゆる状況で達成することを目指しているわけではなく、東部海洋計画区を全体として扱いつつ、できる限り統合されバランスの取れた方法で「目標」の全てが実現されるべきであるとしている。これにより、経済、環境、社会に関する「目標」が、相互に並行して考慮されることが確保されると考えられている。

「目標」は、東部沿岸海洋計画区、東部沖合海洋計画区の両者に対し適用される⁽²²⁾。

(19) この文及び次の文は、次の資料に基づく：Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.24 (p.10).

(20) Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.39 (p.12).

(21) この文と次の2文は、次の資料に基づく：Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.16 (p.7).

(22) *ibid.*, para.18 (p.7).

表1 目標

目標1	東部海洋計画区にとって重要な他の活動の空間的必要条件を考慮しつつ、経済的な生産活動の持続可能な開発を促進すること。
目標2	東部海洋計画区における活動の空間的必要条件その他必要条件を考慮しつつ、全ての技能水準で雇用を生み出す活動を支援すること。
目標3	再生可能エネルギー、特に洋上風力 — 英国のエネルギー安全保障及び二酸化炭素削減目標の達成を助けつつ、東部海洋計画区において次の20年間にわたりおそらく最も重要な変革をもたらす経済活動である — の潜在力を、持続可能な形で実現すること。
目標4	健康と社会福祉の改善を通じ、貧困 (deprivation) を減少させ、活気ある持続可能なコミュニティを支援すること。
目標5	歴史的遺産を保全すること、及び、決定がその地域の性格を考慮することを確保すること。
目標6	東部海洋計画区において、健全 (healthy) で回復力に富み (resilient) 順応性のある (adaptable) 海洋生態系を有すること。
目標7	東部海洋計画区における、又は、同区に依存する生物多様性を、保護・保全し、かつ、必要に応じて回復させること。
目標8	個別に、かつ、生態学的にまとまりのあるネットワーク (ecologically coherent network) の一部として、海洋保護区(及び東部海洋計画区と部分的に重なる又は隣接する沿岸周辺のその他の指定区域)の目的を支援すること。
目標9	東部海洋計画区における気候変動への適応及び気候変動の緩和に関する行動を促進すること。
目標10	東部海洋計画区及び隣接区域における他の計画並びに重要な活動及び課題に関する規制及び管理との統合を確保すること。
目標11	東部海洋計画区における海洋計画策定の展開、モニタリング及び見直しを支援するため、海洋に関するエビデンスの基盤の開発を継続すること。

(出典) 次の資料に基づき筆者作成：Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013, pp.14-16.

<http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>

(4) 「政策方針」と「関連地図」

(i) 「政策方針」

「政策方針」(表2)は、東部海洋計画案の核をなすものであり、「目標」を確実に達成するため公的権限者による決定がどのようになされるべきかに関し、方向性を与える、又は指針となるものである⁽²³⁾。「大抵の場合、既存のものに対してというよりも、新たな開発及び活動に対して適用される」とされる⁽²⁴⁾。

表2で示した38項目の「政策方針」のうち最初の16項目は、特定の「目標」に寄与する性格のものであり⁽²⁵⁾、「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」の第3章において第1節から第5節に分けられて、「目標1」から「目標10」の下に関連付けされて配置されている(なお、「目標11」は、第4章の実施、モニタリング等に関わるものであり、「政策方針」を必要としない⁽²⁶⁾)。残りの22項目の「政策方針」は、第6節以降に、「目標」の記載なしに、個別の部門ごとに分類されて配置されている。

なお、こうした配置がなされているのは記載が重複することを避けるため⁽²⁷⁾であり、実際には、後者の22項目の「政策方針」も間接的に「目標」に寄与しており、また、各「政策方針」が寄与する「目標」は複数ある⁽²⁸⁾(表2の左から2列目の欄に各「政策方針」が寄与する「目標」を表

⁽²³⁾ *ibid.*, para.19 (p.8).

⁽²⁴⁾ *ibid.*

⁽²⁵⁾ *ibid.*, para.20 (p.8).

⁽²⁶⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.62 (p.16).

⁽²⁷⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.20 (p.8).

1の番号で列記する。うち○で囲った番号は、その「政策方針」と直接関連付けて本文に置かれている「目標」の番号であり、他はその「政策方針」が間接的に寄与する「目標」の番号である。)

また、適用に関しては、単独での適用がなされる「政策方針」はほとんどなく、逆に、いくつかの「政策方針」は、いずれの決定又は状況に関しても関係を有することとなるという⁽²⁹⁾。

第3章においては、この他、それぞれの「政策方針」に対し、背景、既存の政策・施策、適用される海洋計画区、根拠、「関連地図」のうちのいくつか又は全てが記載されている。

(ii) 「関連地図」

「関連地図」は、地図上での表現が可能な場合に各「政策方針」に対応して掲載されているものであり、①「政策方針地図 (policy map)」、②「位置示唆地図 (indicative map)」、③「情報地図 (information map)」の3種類がある (表2の右端の欄に、地図の名称とともに種類を記載)。

①「政策方針地図」が示されている場合、「政策方針」は、その地図上に画定された区域に特定して適用される⁽³⁰⁾。「政策方針地図」には、「政策方針」の適用範囲を画定する必要から海洋管理機関が第三者のデータを用いて分析し画定した地図(「二酸化炭素回収貯留⁽³¹⁾1 (CCS1)」、「潮流1 (TIDE1)」、「港・海運2 (PS2)」及び「海砂利3 (AGG3)」)の他、第三者が画定した活動、資源、指定、リース、ライセンスに係る区域を示す地図がある。「政策方針」とそれに対応する「政策方針地図」の具体例は、本稿の末尾に付した仮訳を参照されたい。

②「位置示唆地図」は、データの信頼性が十分でないため「政策方針」の適用範囲を指定できない場合に掲載されているもので、ガイダンスとしてのみ利用するよう注意されている⁽³²⁾。「政策方針」に関して空間的に画定された範囲がないのであるから、この地図上の情報はその「政策方針」が適用される場所全てをカバーするものではなく、したがって、「位置示唆地図」が掲載されている場合、「政策方針」は、東部海洋計画区全体に適用されるとみなされなければならないとされている。

③「情報地図」は、「目標10」のために、他の既存の計画の地理的範囲を示したものであるが、必ずしも全てを網羅したものではないとされる⁽³³⁾。

(5) 実施、モニタリング、見直し

東部海洋計画の実施には、海洋管理機関を含め多くの公的権限者が関わることになる⁽³⁴⁾。

また、「2009年海洋及び沿岸アクセスに関する法律」第61条は、海洋計画のモニタリング並びに海洋計画の実施及び見直しの必要に関する定期的な報告を求めている。海洋管理機関は、(主務大臣から委任された機能に基づき、) 計画採用後3年以内に「政策方針」の効果等について報告を行う義務を有し、また、計画採用後6年以内かつ2030年までの間に、政府に対して改正の意図等を報告する義務を有する⁽³⁵⁾。

⁽²⁸⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.85 and Table 1 (pp.22-23) ; Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.20 and Table2 (pp.8-10).

⁽²⁹⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (7), para.20 (p.8).

⁽³⁰⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.80 (p.21).

⁽³¹⁾ 地球温暖化対策のため、排出された二酸化炭素を回収して地下や海洋に貯留する技術。

⁽³²⁾ Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.83 (p.22).

⁽³³⁾ *ibid.*, para.84 (p.22).

⁽³⁴⁾ *ibid.*, para.429 (p.142).

⁽³⁵⁾ *ibid.*, para.430 (p.142).

いつ、どのように、海洋計画の「政策方針」及び「目標」を実施するかについては、海洋計画を補助する文書である「実施及びモニタリング計画（Implementation and Monitoring Plan : IMP）」⁽³⁶⁾に記載される。

表2 イングランド「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」の「政策方針」

第3章の節	寄与する「政策方針」が「目標」が(注)	「政策方針」と適用区、関連地図等		
		略称 【テーマ】 *適用計画区	「政策方針」	地図の名称 【地図の種類】
1 経済	① 4	経済1 (EC1) 【粗付加価値に対する寄与】 *沿岸・沖合	既存の活動により生産される粗付加価値に対して追加的に、持続可能な経済的生産性に関する便益を提供する企画 (proposal) ^(注2) は、支持されなければならない。	—
	② 3 4	経済2 (EC2) 【雇用に関する便益】 *沿岸・沖合	追加的に持続可能な雇用に関する便益を提供する企画は、支持されなければならない。特に、その便益が、海洋計画区近隣地における雇用ニーズを満たす潜在性を有する場合、支持されなければならない。	—
	③ 1	経済3 (EC3) 【洋上風力エネルギー】 *沿岸・沖合	東部海洋計画区が持続可能な形で洋上風力発電に寄与することを助ける企画は、支持されなければならない。	—
2 社会・文化	④ 2	社会1 (SOC1) 【健康・社会福祉及び沿岸アクセス】 *沿岸・沖合	〔健康・社会福祉及び沿岸域・海洋域へのアクセスに固有の政策方針〕 沿岸域・海洋域へのアクセスの維持又は促進を含め、健康及び社会福祉に関する便益を提供する企画は、支持されなければならない。	—
	⑤ 4	社会2 (SOC2) 【歴史的遺産】 *沿岸・沖合	〔歴史的遺産に固有の政策方針〕 歴史的遺産に影響する可能性のある企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画が、歴史的遺産を害することはないこと b) 歴史的遺産に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠 (the case for proceeding with the proposal)	図2 歴史的遺産 (SOC2) 【位置示唆地図】
3 環境(続く)	⑥ 1 4 7 8	生態系1 (ECO1) 【自然環境に対する蓄積的な影響】 *沿岸・沖合	〔区域の性格に関する事項固有の政策方針〕 企画は、提案された緩和策を考慮しつつ、区域の陸上及び海洋の性格に対する潜在的影響を考慮しなければならない。	図3 東部沿岸域・東部沖合域の性格 (SOC3) 【政策方針地図】
	⑥ 1 4 7 8	生態系1 (ECO1) 【自然環境に対する蓄積的な影響】 *沿岸・沖合	東部海洋計画区及びそれと接続する区域（海洋、陸上）の生態系に作用する蓄積的な影響は、決定及び計画実施において、考慮されなければならない。	—

⁽³⁶⁾ 「東部沿岸・沖合海洋計画案」の公表に合わせて、次の文書が公表されている： Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans: Outline approach to marine plan implementation, monitoring and review, Policy implications table*, July 2013.
<http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans_implementation.pdf>

(続き) 3 環境	⑥ 4 7 8	生態系2 (ECO2) 【有害物のリスク】 *沿岸・沖合	衝突リスクの増大の結果としての有害物放出のリスクは、許可を要する企画において、考慮されなければならない。	—
	⑦ 2 4 6 8	生物多様性1 (BIO1) 【意思決定における生息地及び種への配慮】 *沿岸・沖合	東部海洋計画区において保護されている、又は、保全上の関心が持たれている生息地及び種に関するエビデンスを含め、利用可能な最善のエビデンスを考慮しつつ、生物多様性に対して適切な重要性が付されなければならない。	図4a・4b 保全上重要な生息地 【位置示唆地図】 図5 保全上の関心が持たれている（低移動性又は限定的な移動性の）種 【位置示唆地図】 図6 生息地指令付属書1生息地 【位置示唆地図】
	⑦ 6 10	生物多様性2 (BIO2) 【良好なデザインの結果としての海洋生態系に対する便益】 *沿岸・沖合	必要に応じて、開発のための企画は、生物多様性に対する利益及び地質学的利益を促進する特徴を組み込まなければならない。	—
	⑧ 1 2 4 6 7	海洋保護区1 (MPA1) 【海洋保護区ネットワークに対する影響】 *沿岸・沖合	海洋保護区ネットワーク全体に対する影響は、生態学的にまとまりのあるネットワーク (ecologically coherent network) に関する現行の合意済みのアドバイスに対し当然払われるべき注意を払いつつ、戦略レベルの方策及びアセスメントにおいて、考慮されなければならない。	図7 推奨海洋保全ゾーンを含む海洋保護区 (MPA1) 【政策方針地図】 図8 海鳥採餌域 【位置示唆地図】
4 気候変動	⑨ 4 6	気候変動1 (CC1) 【気候変動に対する適応】 *沿岸・沖合	企画は、次の事項を考慮しなければならない。 ・企画の[開始から終了までの]ライフタイム期間 ^(注3) において、気候変動によってどのような影響を受ける可能性があるか、かつ、気候変動に対してどのように対応するか ・企画のライフタイム期間のいずれかの時点において、気候変動に対する適応策に対し、企画がどのように影響を及ぼす可能性があるか いずれかの場合において影響が確認されたとき、その企画がどのようにして気候変動に対する適応策への有害な影響を低減するかについてのエビデンスが、提供されなければならない。	—
	⑨ 3 4 6	気候変動2 (CC2) 【温室効果ガス排出の最小化】 *沿岸・沖合	開発のための企画は、温室効果ガスの放出を実行可能な限り最小化しなければならない。緩和策もまた、推奨されることとなる。次の事項に関しても考慮がなされなければならない。 ・その企画に影響される他の活動又は利用者からの温室効果ガスの放出 ・他の活動に関連して実施される可能性のある緩和策に対する影響	—
5 ガバナンス (続く)	⑩ 1 2 3 9	ガバナンス1 (GOV1) 【陸上インフラ設備】 *沿岸・沖合	〔陸上・海洋の両方で実施される活動に固有の政策方針〕 海洋区域における活動を支援するインフラとして適切な設備が陸上に設けられなければならない。この逆についても同様である。	図9 制定法上の、及び、非制定法上の管理計画 【情報地図】
	⑩ 1 2 3 7 8	ガバナンス2 (GOV2) 【共存の機会の最大化】 *沿岸・沖合	〔共存に関する事項固有の政策方針〕 共存の機会は、可能な限り最大化されなければならない。	図10 地方自治体区域及びカウンティ 【情報地図】 (続く)

<p>(続き) 5 ガバナンス</p>	<p>⑩ 1 2 7 8</p>	<p>ガバナンス3 (GOV3) 【排除 (displacement) の最小化】 * 沿岸・沖合</p>	<p>〔排除に関する事項固有の政策方針〕 企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、他の、既存の活動又は許可済みであるが未実施の活動の排除を回避するものであること b) その企画の活動により排除に帰結する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 排除の影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>(続き)</p>
<p>6 防衛</p>	<p>— 2 4</p>	<p>防衛1 (DEF1) 【防衛省危険・訓練区域】 * 沿岸・沖合</p>	<p>防衛省危険・訓練区域内での、又は、同区域に影響する企画は、防衛省の同意なく許可されてはならない。</p>	<p>図11 防衛・国家安全保障 (DEF1) 【政策方針地図】</p>
<p>7 石油・ガス</p>	<p>— 1 2</p>	<p>石油・ガス1 (OG1) 【石油・ガス生産ライセンス】 * 沿岸・沖合</p>	<p>既存の石油・ガス生産を伴う区域内での企画は、石油・ガス生産及びインフラとの両立を十分に示すことができる場合を除き、許可されてはならない。</p>	<p>図12 既存の石油・ガスの活動 (OG1及びCCS2) 【政策方針地図】</p>
		<p>石油・ガス2 (OG2) 【石油ガス探査】 * 沿岸・沖合</p>	<p>新たな石油・ガスに関する活動のための企画は、その他の開発のための企画に優先して、支持されなければならない。</p>	<p>—</p>
<p>8 洋上風力再生可能エネルギーのインフラ</p>	<p>— 1 2 3 9</p>	<p>風力1 (WIND1) 【ウィンドファームのためにリースされた区域内での他の活動】 * 沿岸・沖合</p>	<p>許可 (authorisation) を要する他の開発又は活動の企画であって、洋上ウィンドファームの開発のためクラウンエステートにより認められたリース又はリースの合意^(註4)の下に保持されるサイト内における企画又はサイトに影響する可能性がある企画は、次の状態でない限り許可されてはならない。 a) 企画が、洋上ウィンドファームの建設、稼働 (operation)、保守 (maintenance) 又は解体を害さないことを、明確に示すことができる。 b) リース/リースの合意が、クラウンエステートに返却され、再入札 (re-tender) されていない。 c) リース/リースの合意が、主務大臣によって終了されている。 d) その他の例外的な状態にある。</p>	<p>図13 洋上ウィンドファームのためにリースされた区域、リースの合意 (WIND1) 及び排他的ゾーンの下での区域 (WIND2) 【政策方針地図】</p>
		<p>風力2 (WIND2) 【ラウンド3ゾーンにおけるウィンドファームの開発】 * 沿岸・沖合</p>	<p>ラウンド3ゾーン内の洋上ウィンドファームの企画は、関連する支援プロジェクト及びインフラを含め、支持されなければならない。</p>	
<p>9 潮流及び波</p>	<p>— 1 2 9</p>	<p>潮流1 (TIDE1) 【潮流資源】 * 沿岸・沖合</p>	<p>特定された潮流資源について画定された区域において (図14参照)、企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、潮流プロジェクトについての潜在的な将来の開発を妨げることがないこと b) 潜在的な潮流開発に対する何らかの負の影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>図14 特定された潮流資源の区域 (TIDE1) 【政策方針地図】</p>
<p>10 二酸化炭素回収貯留(続く)</p>	<p>— 1 2 9</p>	<p>二酸化炭素回収貯留^(註5)1 (CCS1) 【二酸化炭素回収貯留のための将来的な資源】 * 沿岸・沖合</p>	<p>潜在的な二酸化炭素貯留の画定区域内において (図15参照)、企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、可能な限り、二酸化炭素貯留を妨げることがないこと b) 二酸化炭素貯留に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>図15 二酸化炭素回収貯留の潜在的機会 (CCS1) 【政策方針地図】</p>

(続き) 10 二酸化炭素回収貯留	一 1 2 9 10	二酸化炭素回収貯留 ^(注5) 2 (CCS2) 【二酸化炭素回収貯留のための石油・ガスインフラの再利用】 *沿岸・沖合	(枯渇した油ガス田又は稼働中の油ガス田における、炭化水素増進回収法 (enhanced hydrocarbon recovery) ^(注6) による) 石油又はガスのインフラの再利用を含む二酸化炭素回収貯留の企画は、新たなインフラを設置することよりも、支持されなければならない。	図12(再掲) 既存の石油・ガスの活動 (OG1及びCCS2) 【政策方針地図】
	11 港・海運	一 1 2	港・海運1 (PS1) 【国際海事機関の指定における航行】 *沿岸・沖合	固定された (static) 海面上のインフラを必要とする企画又は余裕水深 (under-keel clearance) ^(注7) を著しく減ずる企画は、国際海事機関指定航路 (IMO designated routes) において、許可されないこととなる (will not be authorised)。
	港・海運2 (PS2) 【重要航行域における開発】 *沿岸・沖合	重要航路 (図16参照) を侵害する固定された海面上のインフラを必要とする企画は、例外的な状況がない限り、許可されてはならない。企画は、次のことを行わなければならない。 a) 経済性に反する影響 ^(注8) を回避し、安全航行のための空間を維持する必要と両立すること b) エビデンスとステークホルダーからの情報の両方又は片方が得られる場合、将来的な安全航行要件を先取りしてそのために備えること c) 既知の企画された開発に加え、その企画並びに他の既存の (及び既知の企画された) 活動が積み重なる結果生ずる航行に対する影響について、説明をする (account) こと ^(注9)		
	一 1 2 3	港・海運3 (PS3) 【港湾の拡張】 *沿岸	企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、将来の港湾の拡張の機会を妨げないものであること b) 将来の拡張の可能性を妨げる可能性がある場合、その企画が、どのようにして影響を最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠	図17 進入路 (navigation approaches) 【位置示唆地図】
12 浚渫・廃棄	一 1 2	浚渫・廃棄1 (DD1) 【ライセンス済みの浚渫・廃棄区域】 *沿岸	ライセンス済みの浚渫・廃棄区域内における企画又は同区域に隣接する企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、浚渫・廃棄の活動を妨げることがないこと b) 浚渫・廃棄に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠	図18 2012年1月現在ライセンス済みの浚渫・廃棄区域 (DD1) 【政策方針地図】
13 海砂利 (続く)	一 1 2 9	海砂利1 (AGG1) 【海砂利採取ライセンス区域における企画】 *沿岸・沖合	海砂利採取のライセンスが与えられた区域又は公式にその申請がなされた区域における企画は、例外的な状況がない限り、許可されてはならない。	図19 海砂利申請・ライセンス済み区域 (AGG1)、調査・オプション合意 (AGG2) 及び海砂利資源最適区域 (AGG3) 【政策方針地図】 (続く)
		海砂利2 (AGG2) 【調査・オプション合意の下にある区域内の企画】 *沿岸・沖合	クラウンエステートとの調査・オプション合意の下にある区域内の企画は、他の開発又は活動が海砂利採取と両立すること、又は、例外的な状況があることが示されない限り、不可であると見込まれなければならない。この政策方針は、生産ライセンス申請時に適用される (その後、政策方針「海砂利1」を適用)。	

<p>(続き) 13 海砂利</p>	<p>(続き)</p>	<p>海砂利3 (AGG3) 【海砂利に関する潜在性の高い区域内における企画】 * 沿岸・沖合</p>	<p>海砂利資源の高い潜在性について画定された区域において、企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、海砂利採取を妨げることがないこと b) 海砂利採取に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>(続き)</p>
<p>14 海底ケーブル</p>	<p>— 1 2 3</p>	<p>ケーブル敷設1 (CAB1) 【ケーブルの埋設】 * 沿岸・沖合</p>	<p>敷設の方法が埋設であるケーブル敷設のための企画は、優先されなければならない。ケーブルの埋設ができない場合、決定は、申請者によって提案される可能性のある保護方法を考慮しなければならない。</p>	<p>—</p>
<p>15 漁業</p>	<p>— 1 2 4 5</p>	<p>漁業1 (FISH1) 【漁業に対する影響】 * 沿岸・沖合</p>	<p>漁業活動区域においては、企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、漁場における漁業活動又は漁場へのアクセスを妨げるものではないこと b) 漁業活動を行う能力及び漁場にアクセスする能力に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>図20 海洋管理機関のデータによるEU (英国含む。)の長さ15メートル超の漁船による漁業活動 (活動時間。2007～2010年。移動式漁具) 【位置示唆地図】 図21 海洋保全ゾーンの漁業者地図プロジェクトによる複合漁具漁業の度合い 【位置示唆地図】 図22 2011年の総漁業努力量 (漁業活動データベース。全漁具) 【位置示唆地図】</p>
<p>— 1 2 6 7 8</p>	<p>漁業2 (FISH2) 【産卵域・稚魚成育域】 * 沿岸・沖合</p>	<p>産卵域・稚魚成育域及び付随する生息域内並びにそれらの隣接域における企画の申請は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、産卵域・稚魚成育域及び付随する生息域に対し、影響を及ぼすものではないこと b) 産卵域・稚魚成育域及び付随する生息域に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>図23 高密度魚類産卵域・稚魚成育域 【位置示唆地図】</p>	
<p>16 養殖</p>	<p>— 1 2</p>	<p>養殖1 (AQ1) 【潜在的な将来の養殖場所】 * 沿岸・沖合</p>	<p>(研究を通じて特定された) 養殖開発に最適な場所において、養殖に関係のない企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、養殖の生産性若しくは潜在性を阻む、又は妨げる方法で海底又は水柱 (water column) を改変することによって養殖最適地における潜在的な将来の養殖開発を害することを、回避するものであること b) 養殖最適地における養殖開発に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにしてそれらを最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠</p>	<p>— (後日追加： 図25 養殖の潜在性が最大の場所 (AQ1) 【政策方針地図】)</p>

17 観光・レクリエーション	1 2 4 5	観光・レクリエーション1 (TR1) 【プロジェクト工事中における観光及びレクリエーションの中断】 *沿岸・沖合	開発のための企画は、工事期間中について、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、観光及びレクリエーションの活動を中断させたり、妨げたりするものではないこと b) 観光及びレクリエーションの活動に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにして影響を最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠	—
	1 2 4	観光・レクリエーション2 (TR2) 【レクリエーション船舶の航行に対する開発についての考慮】 *沿岸・沖合	東部海洋計画区において固定された物体 (static objects) を必要とする企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。 a) その企画は、レクリエーション船舶の航路に影響を及ぼすものではないこと b) レクリエーション船舶の航路に対する影響が存在する場合、その企画が、どのようにして影響を最小にする、又は、緩和するか c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画の実施の論拠	図24 レクリエーション船舶の航路及び区域 【位置示唆地図】
	1 2 4 5	観光・レクリエーション3 (TR3) 【観光の多様化】 *沿岸	東部海洋計画区隣接域のコミュニティに、観光とレクリエーションの両方又は片方に関連する便益をもたらす企画は、支持されなければならない。	—

(注1) この欄には、各「政策方針」が寄与する「目標」を表1の番号で列記した。うち○で囲った番号は、その「政策方針」と直接関連付けて本文に置かれている「目標」の番号であり、他はその「政策方針」が間接的に寄与する「目標」の番号である。

(注2) 訳注：企画 (proposal) は、東部海洋計画案において、「開発、活動及び管理手段を含むもので、通常は新たなものであるが変更である場合もあるものの総称 (別に特段の定めのある場合を除く)」。『申請』又は『申請者』を包含する。」と定義されている (Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013, p.148. <http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>)。これらの概念を全て含む日本語を確定できなかったため、本稿では、仮訳として「企画」の語を当てた。

(注3) 訳注：例えば、施設のライフタイム (一生) は、設計から、建設、運用、解体までである。

(注4) 訳注：英国においては、開発事業者は、洋上ウインドファーム開発に際し、クラウンエステートという法人との間で、用地 (海底) 等のリースの契約を結ぶ。詳しくは本稿の本文のⅡを参照。

(注5) 訳注：地球温暖化対策のため、排出された二酸化炭素を回収し、地下や海洋に貯留する技術。

(注6) 訳注：炭化水素 (石油・ガスの主成分) を石油・ガス層からできるだけ多く採取するための方法であり様々な手法があるが、ここでは、二酸化炭素を注入して層内の圧力を高めることで炭化水素を増産する手法を指す。

(注7) 訳注：船体の最下部に位置するkeel (竜骨) から海底までの距離。

(注8) 原注：迂回の必要の発生など。

(注9) 原注：活動には、海洋油・ガス、海砂利採取、浚渫 (建設のため及び/又は維持のため)、漁業、レクリエーション船舶並びに海洋保護区が含まれる可能性があるが、含まれるのはこれらだけに限らない可能性もある。

(出典) 次の資料を基に筆者作成：

Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013, pp.17-141. <http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf> ;

Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans: Executive summary*, July 2013, pp.8-10. <http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans_executivesummary.pdf> ;

Figure 25: Optimum sites of aquaculture potential (AQ1), September 2013. <http://www.marinemanagement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans_figure25.pdf>

II 洋上ウィンドファームに係るリースとプロジェクト実施区域・ゾーンの選定

Iで述べた英国の海洋計画は、海洋の利用等に係る区画の画定を伴う総合的な計画であり、英国の海洋における既存の様々な施策や活動を取り込み統合する側面を有する。

ところで、海洋再生可能エネルギーに関しては、英国では、海洋計画策定に着手する以前から、洋上ウィンドファームや潮流発電に関し、プロジェクトを行う区域の選定や用地（海底）等のリースが実施されてきた。のちに東部海洋計画区となる海域内においても、洋上ウィンドファームのプロジェクトを実施するための（候補）区域が複数選定され、既に開発が進められていた。東部海洋計画案は、この状況を踏まえて作成されている。そこで、IIにおいては、これまで英国において進められてきた、洋上ウィンドファームに係る用地（海底）等のリースやプロジェクトを実施する（候補）区域の選定の仕組みについて概説する。

1 背景

英国では、国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea）第5部（排他的経済水域）の規定に基づき、「2004年エネルギー法（Energy Act 2004）」において、女王が枢密院令を発することで、風及び水（具体的には風力、潮力、波力）からエネルギーを生産し、かつそのエネルギーを送る目的等のために、領海外の海域を「再生可能エネルギー海域（Renewable Energy Zone）」に指定することを可能とする規定（第84条）が設けられた⁽³⁷⁾。これは、それ以前には領海12海里を超えた海域における再生可能エネルギー生産（特に期待されている洋上風力発電）を可能とする枠組がなく、この分野における法制化が求められていたためとされる。この規定に基づき、「2004年再生可能エネルギー海域（区域指定）令（The Renewable Energy Zone (Designation of Area) Order 2004）」で、「再生可能エネルギー海域」が指定された。領海外かつ「大陸棚の限界」の線の内部のうち、ロッコール（Rockall）⁽³⁸⁾の西方に広がる大きな部分を除けば、全てではないがほとんどの部分が再生可能エネルギー海域となっている⁽³⁹⁾。なお、英国の海は遠浅であるため、領海外のような岸から離れた沖合であっても、着床式洋上風力発電設備を含め着床式設備の設置が可能とされる。

一方、「2008年気候変動法（Climate Change Act 2008）」では、2050年までに英国における温室効果ガス排出量を1990年比で80%削減することが最終目標とされた⁽⁴⁰⁾。また、EUの2009年の「再生可能エネルギー利用促進指令（2009/28/EC）」⁽⁴¹⁾に基づき、英国は、2020年までにエネ

(37) この文と次の文は、次の資料に基づく：岡久慶「イギリスの再生可能エネルギー法制」『外国の立法』no.225, 2005.8, p.47. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000404_po_022504.pdf?contentNo=1> 2004年エネルギー法とその制定に至るまでの英国の再生可能エネルギー振興政策については、同資料を参照されたい。

(38) スコットランド西岸から約480km沖の北大西洋上にある無人の小島（あるいは岩とされることもある）。

(39) 再生可能エネルギー海域の地図は、防衛省水路部（Hydrographic Office）のウェブサイト内の“Law of the Sea”（<<http://www.ukho.gov.uk/PRODUCTSANDSERVICES/SERVICES/PAGES/LAWOFTHESEA.ASPX>>）のページ中“UK limits”の項目の1つ“UK Renewable Energy Zone”として掲載されている（<https://www.ukho.gov.uk/ProductsandServices/Services/Documents/Renewable_Energy_Web%20Page_Jan06_v2.pdf>）。“UK limits”の他の項目である“UK Continental Shelf Limits”の地図と比較すると、領海外かつ「大陸棚の限界」として示されている線の内部のうち、ロッコールの西方に広がる大きな部分を除けば、全てではないがほとんどの部分が再生可能エネルギー海域に指定されていることがわかる。

(40) 岡久慶「英国2008年気候変動法—低炭素経済を目指す土台」『外国の立法』no.240, 2009.6, p.88. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000081_po_024002.pdf?contentNo=1>

ルギーの15%を再生可能エネルギー源由来とすることを約束している⁽⁴²⁾。英国は、2009年の「再生可能エネルギー戦略 (Renewable Energy Strategy)」で、これを達成するためには、2020年までに英国の電力の30%以上を再生可能エネルギー源由来とする必要があり、その多くを洋上風力から得る必要があることを示した。同戦略はまた、強い洋上風力産業の発展には、電力供給、経済成長、雇用の面で大きな利点があるとした。さらに、2011年の「英国再生可能エネルギー・ロードマップ (UK Renewable Energy Roadmap)」においては、目標達成促進とコスト削減のため、アクションプランが示された。

2 クラウンエステートの役割

英国では、「クラウンエステート (The Crown Estate)」という法人が、国王 (Crown) に代わって、国王の財産 (The Crown Estate) を管理している⁽⁴³⁾ (以下、本稿では、カタカナで「クラウンエステート」と表記した場合はこの法人を指す)。海域に関しては、クラウンエステートは、①英国の前汀 (foreshore, 沿岸及び潮汐水上における平均干潮位と平均満潮位間の区域) の50%以上、②領海12海里までの海底のほとんど全て、③大陸棚の天然資源 (化石燃料を除く。) の権利 (「1964年大陸棚法 (Continental Shelf Act 1964)」に基づく)、④大陸棚での風・波・潮流による発電の権利 (「2004年エネルギー法」に基づく)、⑤大陸棚における天然ガス及び二酸化炭素の輸送及び貯蔵の権利 (「2008年エネルギー法 (Energy Act 2008)」に基づく) について、商業ベースで、すなわちこれらから利益を得つつ、管理を行っている⁽⁴⁴⁾。なお、洋上ウインドファームに関して補足すると、クラウンエステートは、「再生可能エネルギー海域」内で洋上ウインドファーム開発を行うライセンスを発する権利も有している⁽⁴⁵⁾。

開発事業者が洋上ウインドファームの開発を行うためには、クラウンエステートから関連のリースがなされる必要がある。これまでクラウンエステートは、英国において、数次 (rounds) に渡り、洋上ウインドファーム開発のための海底の用地 (seabed site) 及び/又は海底権 (seabed rights) の入札を行い、リース契約を締結してきた (なお、クラウンエステートによるリースによって開発事業者に対しウインドファーム建設に必要な許可の全てが付与されるわけではなく、開発事業者はそれらを別途関係当局から得る必要がある⁽⁴⁶⁾)。また、クラウンエステートは、次項に示すように、洋上ウインドファーム開発の候補区域 (ゾーン) の選定も行った。

(41) Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on the promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC.

(42) この文からこの段落の終りまで次の資料に基づく: The Crown Estate, "Round 3 Offshore wind site selection at national and project levels," May 2012, p.4. <http://www.thecrownestate.co.uk/media/310531/round_3_offshore_wind_site_selection_at_national_and_project_levels.pdf>

(43) なお、国王の財産 (The Crown Estate) は、女王の個人財産ではないが国王の権利として君主 (The Sovereign) が所有している。君主はこれの法的な所有者であるが、管理 (management) の権限も支配 (control) の権限も有しない。国王の財産の収益は、国の利益として大蔵省 (The Treasury) に入る。(クラウンエステートのウェブサイト <<http://www.thecrownestate.co.uk/about-us/>>)

(44) The Crown Estate, "The Crown Estate Role in Offshore Renewable Energy Developments: Briefing," [p.1]. <<http://www.thecrownestate.co.uk/media/387737/role-in-offshore-renewable-energy.pdf>>

(45) この文から次の段落の第2文まで、次の資料に基づく: The Crown Estate, *op.cit.* (42), p.4; *ibid.*, pp.2-4].

(46) The Crown Estate, *op.cit.* (42).

3 区域のリースと区域・ゾーンの選定

この項では、英国における洋上ウィンドファーム開発のための用地等のリースとその区域等の選定の経緯を概説する。なお、クラウンエステートによる第N次 (Round N) の入札/リースと、第N次入札/リースに係る洋上ウィンドファーム開発プログラム及びそれに含まれるプロジェクト (Round N programme, Round N projects) は、我が国においてこれまでカタカナと数字を用い「ラウンドN」の形で紹介されることが多かったため、本稿でもそれに従う。

(1) ラウンド1・ラウンド2

ラウンド1とラウンド2のプロジェクトは、個々のプロジェクトを実施する区域ごとに開発計画を進める形で実施されている。

ラウンド1は2000年12月に開始した⁽⁴⁷⁾。ラウンド1のプロジェクトは、開発事業者が選定した陸近くの海域に30のタービンを擁するが、いずれも規模は小さく、概して0.1GW級である。完全に稼働している12のプロジェクトの発電容量は計1.1GWとされる。

ラウンド2は2003年7月に開始した。プロジェクトが行われる海域は、グレートウッシュ (Greater Wash)、テムズ河口及びリバプール湾の近くで、領海12海里以遠の海域も含まれる。ラウンド2のプロジェクトは、ラウンド1に比べれば規模は大きく、陸からも遠い。ラウンド2の17のプロジェクトを合わせると発電容量は7.2GWであるが、うち完全に稼働している5つのプロジェクトでは計1.2GWとされる。

ラウンド2の候補地については、あらかじめ貿易産業省 (Department of Trade and Industry) (当時) が戦略的環境アセスメント (Strategic Environmental Assessment) を実施し、その結果を踏まえて、陸から8kmまで (特に配慮が必要な地域では13kmまで) の海域を除外し、さらに、イングランド北西部 (the North West) における水深の浅い特定区域について洋上ウィンドファーム開発の影響 (鳥類、景観、沿岸地域の漁業や娯楽活動等に対するもの) が特に高い可能性があるとの認識から除外したとされる⁽⁴⁸⁾。

2010年に、クラウンエステートは、ラウンド1・ラウンド2の4つのサイト (sites) に対し、地理的エリアを拡張する開発権を与えた。これらは合わせて約1.5GWとなるとされる。

ラウンド1・2及び拡張プロジェクトの区域は、のちに東部海洋計画区となる海域内にも設定された (本稿末尾の仮訳中のパラグラフ255及び図13を参照)。

(2) ラウンド3のゾーン選定とゾーン内におけるプロジェクト実施区域の決定の仕組み

(i) ゾーン・アプローチ

英国では、ラウンド1・ラウンド2のようなプロジェクトごとのアプローチでは英国が目指す大規模開発は難しいと考えられた⁽⁴⁹⁾。また、この方式では、プロジェクトが進展していく間に見つかった物理的・生態学的・環境的制約に対応しようとしても、プロジェクトの地理的範囲の変更は困難とされる⁽⁵⁰⁾。こうしたことから、ラウンド3のプログラムでは、2段階から成

(47) この文から2つ先の段落の終わりまで、次の資料に基づく：The Crown Estate, "Offshore wind energy: Our portfolio." <<http://www.thecrownestate.co.uk/energy-infrastructure/offshore-wind-energy/our-portfolio/>>

(48) 日本エネルギー経済研究所 前掲注(18), pp.63-64.

(49) The Crown Estate, *op.cit.* (42), p.9.

(50) *ibid.*, p.15.

る「ゾーン・アプローチ」が採用された。このアプローチでは、第1段階で、プロジェクトを実施する区域の候補として十分な広さのある「ゾーン」が選定され、第2段階で、ゾーン内において実際にプロジェクトを実施する区域が決定される。

第1段階は、国レベルの戦略的なプランニングの段階であり、エネルギー・気候変動省 (Department of Energy and Climate Change) とクラウンエステートによって行われた。エネルギー・気候変動省は、2009年と2011年に前述の「再生可能エネルギー海域」並びにイングランド及びウェールズの沿岸（領海）について戦略的環境アセスメントを行い、この海域の水深60m以内の区域で33GWまでの洋上風力開発が可能であると結論した⁽⁵¹⁾。一方、クラウンエステートは、このアセスメントの進捗をにらみつつ、2008年から2009年にかけて「再生可能エネルギー海域」並びにイングランド及びウェールズの沿岸（領海）内で9つのゾーンを選定して（後述）、2009年に入札を行い、落札した開発事業者に対し、それぞれのゾーン内における調査についての排他的権利を付与した⁽⁵²⁾。9つのゾーンの広さはまちまちであるが、広めのゾーン内では複数のプロジェクトの実施が可能である。

第2段階は、ゾーンを落札した開発事業者による、ゾーンとプロジェクトのプランニングの段階である。開発事業者が、落札したゾーン内を調査しプロジェクトにとって技術的・経済的・環境的に最適な区域をプロジェクト実施区域として特定する。そして、そのプロジェクト実施区域に関して、クラウンエステートとの間でリースの合意を締結する。開発事業者はまた、環境アセスメントやステークホルダーからの詳細なコンサルテーションを行い、これらの結果とプロジェクト内容の詳細を添えて、プロジェクト実施区域の開発許可を申請する。開発許可申請は、100MW超級の場合は「国家的に重要なインフラプロジェクト」に相当するため、コミュニティ・地方自治省 (Department for Communities and Local Government) のエージェンシーである計画審査庁 (Planning Inspectorate) に提出し、それより小さい規模の場合は海洋管理機関に提出する（イングランド及びウェールズの場合）。開発事業者が開発許可を得て、かつ、リースの合意に盛り込まれていた条件を満たすと、クラウンエステートによってそのプロジェクト実施区域に係るリースが実施され、開発事業者はそのプロジェクト実施区域で建設を開始できるようになる。

2013年12月現在、ラウンド3ゾーン内のプロジェクトは、いずれも第2段階の途中である。

なお、英国にはこの他、スコットランドと北アイルランドの沿岸（領海）でのプロジェクトや、実証試験のためのプロジェクトがあり、クラウンエステートによるリースが行われているが、本稿では省略する。

(ii) ゾーンを選定手法

前述のラウンド3の9つのゾーンの選定については、地理情報システム (Geographic Information System : GIS)⁽⁵³⁾ を用い、2008年から2009年にかけて作業が行われた。

初回の作業は、英国の大陸棚ケーブル、石油・ガス井、パイプライン、ガス貯蔵区域、海景

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, pp.1-2.

⁽⁵²⁾ この文から次の段落の終りまで、次の資料に基づく：*ibid.*, pp.1-2, 9-10；The Crown Estate, *op.cit.* (44) [pp.2-5].

⁽⁵³⁾ 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術（「GISとは…」国土地理院ウェブサイト <<http://www.gsi.go.jp/GIS/whatisgis.html>>）。

(陸から8km)、学術研究上重要地域、海洋自然保護区、水深（60m以内）、特別保護地域をデータ項目として用いて実施され、その結果として11のゾーンが提示された⁽⁵⁴⁾。

第2回の作業では、多くのステークホルダーとの議論から情報を得て、データの選択範囲を広げてより精密なモデリングが実施された⁽⁵⁵⁾。(なお、ラウンド3ゾーンについての完全な形のパブリック・コンサルテーションは、別途、戦略的環境アセスメントの一環として実施された。)

第2回の作業で候補地から除外されたのは、将来の活動・開発のため許可されることになっている海底、既に他の目的・活動のためにリース済み・ライセンス済みの海底、技術的に又は外部的利害のために開発に適さない場所であった。具体的には、次の事項によって制約される区域である。

■制約事項（これらの事項によって制約を受ける区域を候補地から除外）

使用中ケーブル（通信及び電気）、使用中パイプライン、使用中連系線（interconnectors）、英国の大陸棚の外部、ラウンド1のウィンドファーム、ラウンド2のウィンドファーム、ウィンドファームのケーブル、ラウンド2の戦略的環境アセスメント区域、ウィンドファームの風速計、難破船保護区域、深海鉱物採掘、石油・ガス関係海面設備、石油・ガス安全ゾーン、使用中井戸、浚渫ライセンス区域、浚渫選択権付区域、浚渫申請区域、浚渫期待区域、養殖及び前汀のリース、トンネル、海景緩衝帯（陸から13km）、水深（5mより浅い区域及び60mより深い区域）

加えて、制限要因として、風況、国・地方の保護区、航行密度、レクリエーション船航行域等が重みづけされて評価された。さらに、見直しのためのデータ項目を用いて、一貫性がチェックされた。見直し用データ項目には、ケーブルやパイプラインの敷設が企図されている区域、二酸化炭素回収貯留の潜在性を有する区域、海洋保護区の潜在性を有する区域、魚類の産卵・成育区域等が含まれている。

この結果、9つのゾーンが特定された。これらを合わせた面積のほとんどが領海外に位置する。なお、このゾーンは、前回作業の結果として示された11のゾーンの位置とは必ずしも重ならない（これは、前回の11のゾーンから絞込みはせず、あらためて作業を行ったためと思われる。）。

第3回の作業で、この9つのゾーンについて境界線の調整を行い、クラウンエステートは、最終的な9つのゾーンを決定した。

結果的に、ラウンド3ゾーンのうちのかなりの部分が、のちに東部海洋計画区となる海域内に存在することとなった（本稿末尾の仮訳中のパラグラフ255及び図13を参照）。

⁽⁵⁴⁾ The Crown Estate, *op.cit.* (42), p.22.

⁽⁵⁵⁾ この文からこの項目の終りまで次の資料に基づく： *ibid.*, pp.22-25.

Ⅲ まとめと考察

—海域の利用調整と海洋再生可能エネルギー施設の立地の観点から—

1 東部海洋計画案の特徴と海洋再生可能エネルギー開発

(1) 東部海洋計画案の特徴

ある海域内に複数の利用や保全地域などが存在し（予想され）、利用調整が行われる場合、複数の利用等の共存が可能か／特定の利用等が排他的に実施されるのか、また、利用等に優先順位が設定されるとしたら何が優先されるのかは、大きな課題である。海洋空間計画を策定する際には、区画の確定にあたって、この課題に対して総合的に対処していくことになる。

英国のイングランドの東部海洋計画案では、公的権限者の決定指針である38項目の「政策方針」（表2参照）の中に、異なる利用等との「共存」や異なる利用等の「排除の最小化」を内容とする項目が含まれ（前者は、原文の第3章の節でいうと「5ガバナンス」関係の「政策方針」の「ガバナンス2（GOV2）」、後者は「ガバナンス3（GOV3）」）、強く意識されている。同計画案は、1つの地図上で海面を分割して用途別に排他的区域を割り当てるような形式ではまとめられていない。「政策方針」の適用場所は（示すことができる場合には）地図の形で示されているが、地図は「政策方針」の項目に対応して複数付された形になっている（表2の右端の欄参照）。

一方で、同計画案では、特定の利用等の優先についても設定している。

表2に示した「政策方針」の類型化を試みれば、主に次のように分けられよう。

- (a) 一般的な要請として、共存等を求めるもの
- (b) 特定事項の、整備、考慮、影響低減策等を求めるもの
- (c) (特定場所において) 支持されるべき利用等を明記するもの
- (d) 特定の開発や特定の利用方式の優先性を明示するもの
- (e) 特定の用途に当てられた区域において、他の利用等に制約を設けるもの
- (f) 申請される新規の利用等が、(特定場所の) 特定の利用等に対し、
 - (ア) 影響を及ぼさないこと、
 - (イ) 影響がある場合、その緩和策等、
 - (ウ) 影響を緩和できない等の場合、新規利用等の実施の論拠を、順に示すよう求めるもの

これらの種類のうち、海洋における競合する利用等の間での優先性について定めているのは、(d)～(f)である。うち、(f)は、特定の利用等に優先性を付与しつつ、他の利用等との比較衡量をも認め、その際の方法を示すものであろう。なお、類型(f)に属する「政策方針」には、新規の利用等に対する既存の利用等の一定の優先性を示す意図のものが多く、将来有望な用途について一定の優先性を示す意図のものも含まれている。

類型(d)には、具体的には、(表2の左端に示した) 原文の第3章の節でいうと「7石油・ガス」関係の「政策方針」の1つである「石油・ガス2（OG2）」及び「14海底ケーブル」関係の「ケーブル敷設1（CAB1）」が該当する。「石油・ガス2」において、石油・ガス探査は、他の開発に優先するとされている⁽⁵⁶⁾。また、「ケーブル敷設1」では、埋設されるケーブルの優先が示さ

れている。

類型 (e) には、「6防衛」関係の「政策方針」である「防衛1 (DEF1)」や「11港・海運」関係の「港・海運1 (PS1)・港・海運2 (PS2)」、「7石油・ガス」関係のもう1つの「政策方針」である「石油・ガス1 (OG1)」、ライセンス付与済み・リース中などの区域における「13海砂利関係」(「海砂利1 (AGG1)・海砂利2 (AGG2)」) 及び「8洋上ウインドファーム関係」(「風力1 (WIND1)」) が該当する。

例えば、「防衛1」では、防衛省危険・訓練区域内での利用等又は同区域に影響する利用等は、防衛省の同意なく許可されないとされている。また、「港・海運1」では、国際海事機関指定航路において、固定された海上設置物を必要としたり、水深を著しく浅くしたりする利用等は、許可されないとされている。「石油・ガス1」では、既存の石油・ガス生産区域内では、石油・ガス生産等との両立を十分に示すことができる場合を除き、他の利用等は許可されないとされている。

類型 (f) には、前述の「ガバナンス3」を始めとして、「2社会・文化」のうちの歴史的遺産関係(「社会 (SOC2)」、「9潮流及び波」関係の「潮流1 (TIDE1)」、「10二酸化炭素回収貯留」関係の「二酸化炭素回収貯留1 (CCS1)」、「11港・海運」のうちの港湾の拡張関係(「港・海運3 (PS3)」、「15漁業」・「16養殖」関係(「漁業1 (FISH1)・漁業2 (FISH2)・養殖1 (AQ1)」) 等、多数が該当する。

(2) 東部海洋計画案における洋上ウインドファームと潮流

英国の洋上風力発電は、二酸化炭素排出削減、エネルギー供給の確保、環境に優しい雇用創出の必要から、政府の支持の下、進展してきた。今回の東部海洋計画案でも、洋上ウインドファームの優先性は高位にある。「将来像」に見られるように、ウインドファームはこの海域の将来の鍵となる産業とみなされており、「目標」の1つとして「再生可能エネルギー、特に洋上風力の潜在力を、持続可能な形で実現すること」が掲げられている(表1の「目標3」)。

ラウンド1・2・3に係るプロジェクト実施区域やゾーンは、画定された範囲に「政策方針」を適用する「政策方針地図」として明示されている。「政策方針」では、洋上ウインドファームの開発に係る区域におけるウインドファームの開発の優先や公的権限者による支持を確認している。具体的には、表2に示すように、「風力1 (WIND1)」において、リース中やリースの合意の段階にあるウインドファーム区域において、許可を要する他の活動・開発等はウインドファームの活動を害さない等の状態でない限り許可されないとしている(前述の類型 (e))。また、「風力2 (WIND2)」においては、ラウンド3ゾーン内の洋上ウインドファームの活動等は、関連する支援プロジェクト及びインフラを含め、支持されなければならないとしている(類型 (c))。なお、ラウンド3ゾーン内のプロジェクト実施が予定される区域にリースの合意が与えられると、その区域は「風力1」によってカバーされることになる。

⁵⁶⁾ 東部海洋計画案策定時に用いられたデータ(2008年)によると、石油・ガスは英国の一次エネルギー需要の約2/3を供給し、また、英国の石油・ガス生産は、最も価値の高い海洋活動であった(粗付加価値に370億ポンド(1ポンド=190円換算で、約7兆300億円)寄与していた)。英国では、石油・ガスの回収(及び輸送)を、持続可能な形で経済的に最大化することは、エネルギー供給及びエネルギー安全保障上、重要であるとされている。東部海洋計画区には石油を生産している油田はないが、ガスについては同計画区はイングランドの海洋で最も重要であるとされる。他方、英国のガス生産は1999年をピークとして減少しており、2020年までにガス需要の75%が輸入となるとの予測がある。(Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.233-234, 236 (p.80).)

潮流発電については、海洋管理機関がそれに適した区域を画定した「政策方針地図」が示されている。表2に示すように、「政策方針」の「潮流1 (TIDE1)」は、新規に申請される活動等は、その区域の①将来の潮流開発を妨げないこと、②将来の潮流開発への影響がある場合、緩和策等、③将来の潮流開発への影響を緩和できない等の場合、その新規活動等の実施の論拠を、順に示すよう求めている（類型 (f)）。潮流資源を保護したいとの意図から、この区画における将来の潮流開発に対する一定の優先性が示されている。

(3) 開発事業者にとっての東部海洋計画案のメリット

東部海洋計画案の「政策方針」は、このように、既存の開発活動等が存在する区域でのその活動等の優先性を明示する他、ある用途が将来的に有望な区域を画定してその区画での将来の開発に対する一定の優先性も設けている。開発事業者にとっての今回の海洋計画案のメリットは、同計画が「利用を可能にする仕組み」として機能し、資本を投資すべき場所についてより大きな確実性を提供するため、「構想から許可まで (from 'concept to consent')」が迅速化されることであるとされる⁽⁵⁷⁾。また、ここから得られる情報は、案件固有のアセスメントに対しても役立つという。海洋計画の策定過程については、長期にわたってステークホルダーが参加する仕組みであることから、成功裏に進展すれば他の部門との相互理解や調整にも寄与すると思われる。

2 洋上ウインドファームに係る区域・ゾーン、東部海洋計画案と漁業

洋上ウインドファームのラウンド2の候補地選定時には、イングランド北西部の特定区域の沿岸漁業に関わる区域が除外された。また、ラウンド3ゾーンは、ステークホルダーからの情報を得つつ、何らかの用途でリース中・ライセンス済みの海底等を除外した後、一定の要因を重みづけして評価し、さらに複数のデータを用いて一貫性をチェックするという手法により選定された。漁業関係では「養殖及び前汀のリース」に関する区域が除外され、「魚類の産卵・成育区域」のデータがチェックに用いられている。一方、一般の漁業操業区域についてのデータの使用は、調べた限りではラウンド3ゾーン選定過程には含まれていないように見受けられた。しかしいずれにしろ、結果的にラウンド3ゾーンは、面積のほとんどが領海12海里外に位置することとなったため、英国の漁船の約80%を占めるという長さ10m未満の小型漁船の操業区域（典型的には12海里内）⁽⁵⁸⁾との重複は大きくないと考えられる。

前述したように、開発事業者は、落札後、自ら環境アセスメントやステークホルダーからのコンサルテーションを行うことになっている。開発事業者によるこうしたアセスメントやコンサルテーションの必要性は、東部海洋計画の実施以降も変更されないとされている。

英国では、一般に海洋開発に際して、これまで漁業補償や漁業対策が大きな問題として取り上げられることはなかったといわれる⁽⁵⁹⁾。これについて、「火力設備の多くが内陸立地である

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, para.4 (p.1).

⁽⁵⁸⁾ Blyth-Skyrme, R.E., "Options and opportunities for marine fisheries mitigation associated with wind-farms: Final report for Collaborative Offshore Wind Research Into the Environment contract FISH-MITIG09," London: COWRIE Ltd, 2010, p.14. <<http://www.thecrownestate.co.uk/media/354771/2010%20Options%20and%20opportunities%20for%20marine%20fisheries%20mitigation%20associated%20with%20windfarms.pdf>>

こと、漁業の規模が小さいこと、国が認可する排他的漁業権（貝類の養殖に限定）は存在するものの、5～10年で消滅する時限的な権利⁽⁶⁰⁾であることなどがその理由であろう」との指摘もある。また、英国では、「特定の養殖域を除いて、排他的に漁を認める漁業権という制度はなく…基本的には場所を問わず漁を行うことができ」、我が国のように開発事業者が「漁業権を買い上げるというような慣習⁽⁶¹⁾はな」という。

「これまで漁業補償や漁業対策が大きな問題として取り上げられることはなかった」という状況には、洋上ウインドファームに関しては、前述のように、ラウンド2・ラウンド3の候補地の選定過程で一定区域を除外する手法が採られたことや、ラウンド3ゾーンのほとんどが領海外になったという結果が寄与している可能性もあると思われる。事業者の段階で実施するコンサルテーションに先駆けて、既にゾーン選定の過程でコンサルテーションが実施されている⁽⁶²⁾ことも、事業者と漁業者の相互理解や調整に寄与した可能性がある。また、海上の石油・ガス施設の場合は周辺500m以内で漁業活動が排除されるのに対し、洋上ウインドファームの場合は排他的ゾーンはこれより狭く、タービンの周囲50mであるという⁽⁶³⁾。このため、設置数が多くなかった時点では、大きな課題にならなかった可能性もある。

しかしながら、英国の洋上ウインドファーム開発は今後も進められていく。洋上への施設の設置には、漁礁のように水産資源を増加させる効果が期待できるともいわれるが、一方で、その存在によって漁船が漁場へアクセスできなくなる等の影響も懸念される。

今回の東部海洋計画案の策定過程では、漁業データに関して均一性やステークホルダーのコンセンサスが得られなかったことに加え、漁業の将来を予測することの難しさもあり、漁業部門について規範的な（prescriptive）「政策方針」を作成するのは非現実的とされた⁽⁶⁴⁾。関連地図も「位置示唆地図」が示されるにとどまった。しかしながら、「位置示唆地図」が掲載されている場合は、「政策方針」に関して空間的に画定された範囲がないため、「政策方針」は、東部海洋計画区全体に適用されるとみなされなければならないとされている。「政策方針」の「漁業1（FISH1）」は、新規に申請される活動等は、①漁業活動や漁場へのアクセスを妨げないこと、②漁業活動等への影響がある場合、その緩和策等、③漁業活動等への影響を緩和できない等の

59) この文からこの段落の終りまで次の資料に基づく：奈良長寿「洋上風力開発と漁業対策（英国）」『海外電力』54巻7号、2012.7、pp.33, 38.

60) ちなみに、我が国の漁業権は、一定の水面で特定の漁業を一定期間排他的に営む権利（水面の支配権や所有権ではない。）である。つまり我が国の漁業権も法的には時限的な権利（5年又は10年）である。

61) 我が国の漁業権は相続等の場合を除き移転できない（漁業法第26条第1項）、つまり売買はできない。しかし、開発事業者からの補償金の支払いと引き換えに漁業者が漁業権の放棄を行うことは、俗に「漁業権の売買」と呼ばれることが少なくない。奈良氏も「慣習」というように、法的には開発に際して漁業者による漁業権の放棄は求められていない（漁業補償は、埋立による漁場消失に伴い漁業権の行使ができなくなることに對する損害の補償（公有水面埋立法第6条）や、開発等により漁業に損害が生じる場合の損害賠償（民法第709条）として説明されるものである。）。問題提起は次の資料に詳しい：来生新「漁業権消滅補償の理論と実態からの乖離」『海洋政策研究財団]ニューズレター』8号、2000.12.5。<http://www.sof.or.jp/jp/news/1-50/8_2.php> なお、漁業権が放棄された水面は漁業権が設定されていない水面、つまり自由漁業が可能な水面になるなど、類似概念と捉えられがち土地の売買とは様相が異なることにも注意を要する（浜本幸生『海って誰のものだろう？—漁業補償と漁業権』水産社、1989、pp.23-24, 35-36, 54-56；金田慎之『新編漁業法のここが知りたい（改訂版）』成山堂書店、2010、pp.109-110.）。我が国の漁業権や漁業補償の一般的な概観は、平成24年度の当館の調査報告書でも扱っている（森田 前掲注(1)、pp.56, 62-63.）。

62) 洋上ウインドファームの場合である。一方、潮流の場合は、本稿末に参考資料として仮訳したように、東部海洋計画案に示されている区域の画定の際には、他の既存の利用者、関心及び機微な課題（sensitivities）の考慮はなされていない。

63) Blyth-Skyrme, *op.cit.* (58), p.15.

64) Marine Management Organisation, *op.cit.* (8), para.379 (p.124).

場合、その新規活動等の実施の論拠を、順に示すよう求めている。

洋上ウインドファームによる漁業への影響の緩和策に関しては、英国においては、海洋計画策定に着手する以前に、既に、クラウンエステートの関連会社の資金提供で、コンサルタントが専門家グループと協力して調査するプロジェクトが実施されている⁽⁶⁵⁾。この調査の結果として、影響緩和策が、建設前の措置、魚類増殖、既存の漁業活動の支援、新しい漁業又は他業種への展開という4つのカテゴリーに分けられ計26項目に渡る選択肢の形でまとめられ、公表されている⁽⁶⁶⁾。我が国における漁業協調と相通ずる考え方が興味深い。

おわりに

英国の海域は着床式設備を設置しやすい遠浅である。また、英国には、海域の不動産や権利を管理するクラウンエステートや、ライセンス付与や海洋計画作成を担う海洋管理機関が存在する。英国は、我が国とは自然条件や組織については異なる状況にある。

海洋再生可能エネルギー施設の立地に関しては、英国では、海洋計画策定以前から、領海外に海洋再生可能エネルギー海域が設定され、また、開発（候補）区域の国レベルでの選定が行われた。英国では、政策等の決定過程へのステークホルダーの関与は他の分野でも行われていることであるが、今回の東部海洋計画案の策定過程でも、開発、漁業、環境保全等、あらゆるステークホルダーが、計画策定の各段階はもちろん、計画策定着手に先立ってステークホルダーの参加方法を決定する段階から、参加を続けている。決定される東部海洋計画では、再生可能エネルギー関係に（一定の）優先性が明示されることとなろう。

英国において、海洋再生可能エネルギー施設の立地に関係してこうした多様な手法による取組がなされていることは、我が国においても示唆するところがあると思われる。

⁽⁶⁵⁾ Blyth-Skyrme, R.E., "Options and opportunities for marine fisheries mitigation associated with wind-farms: summary report," London: COWRIE Ltd, 2010. <http://ichthysmarine.com/wp-content/uploads/2010/07/Windfarms-and-Fisheries-Mitigation_8-page-summary-report.pdf>

⁽⁶⁶⁾ Blyth-Skyrme, *op.cit.* (58). なお、この報告書の内容は日本語で紹介されている：奈良 前掲注⁽⁵⁹⁾

【参考資料：仮訳】「東部沿岸・東部沖合海洋計画案」 海洋管理機関, 2013年7月(抄)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 経済産業調査室 森田 倫子訳

目 次

- 第1章 背景及び概要 (省略)
- 第2章 将来像及び目標 (省略)
- 第3章 計画政策方針
 - [説明文] (省略)
 - 3.1 から 3.7 (省略)
 - 3.8 洋上風力再生可能エネルギーのインフラ
 - 3.9 潮流及び波
 - 3.10 から 3.17 (省略)
- 第4章 実施、モニタリング、見直し及びエビデンス (省略)

第3章 計画政策方針 (Plan Policies)

3.8 洋上風力再生可能エネルギーのインフラ

背景・経緯

251. 英国 (UK [United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland]) は、2020年までにエネルギー需要の15%を再生可能エネルギー源から得ることを法的に約束し⁽¹⁾、「2008年気候変動法 (Climate Change Act 2008)」による要請を含め、政府のエネルギー安全保障及び脱炭素の目標に貢献している。「英国再生可能エネルギー・ロードマップ (UK Re-

※本稿は、次の資料の「第3章 計画政策方針」のうち「3.8 洋上風力再生可能エネルギーのインフラ」から「3.9 潮流及び波」まで (パラグラフ251から273まで (pp.85-94)) の仮訳である。この後の注は、脚注14以外は、全て原注である。原注は、全て出典を示すものであるため原文のまま掲載することとし、原文通りページ末脚注として示した。:

Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013. <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>

(1) EU (2009). Directive 2009/28/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009, The promotion of the use of energy from renewable sources and amending and subsequently repealing Directives 2001/77/EC and 2003/30/EC. Available online at: <http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0016:0062:EN:PDF>

newable Energy Roadmap)』(2011)は、コストが低減されれば、再生可能エネルギー目標⁽²⁾に対し大きな貢献をしつつ、2020年までに英国の海域において18GWまでの洋上ウインドファーム (offshore wind farms : OWFs) が開発可能であることを示している⁽³⁾。洋上ウインドファームの現行のプログラムに関する戦略的課題は、「洋上エネルギー戦略的環境アセスメント2 (Offshore Energy Strategic Environmental Assessment 2 : OE-SEA2)」⁽⁴⁾によって考慮されている。

252. 12海里までのほぼ全ての海底を所有するクラウンエステート (The Crown Estate)⁽⁵⁾は、「2004年エネルギー法 (Energy Act 2004)」⁽⁶⁾に基づく権限を用いて、洋上風力区域のリースを数次 (rounds) にわたり実施している。第1次である「ラウンド1 (Round 1)」及び第2次の「ラウンド2 (Round 2)」は、グレートウッシュ (Greater Wash)、テムズ川河口及びリバプール湾に位置するプロジェクトを擁し、それぞれ2000年12月及び2003年7月にリースされた。2010年に、クラウンエステートは、ラウンド1、ラウンド2の4つのサイト (sites) に対し、当初のプロジェクトの進展の中で収集された調査データに基づき、地理的エリアを拡張する開発権を与えた。ラウンド1、ラウンド2及び拡張プロジェクトを合わせて、10GW弱の計画設備容量を擁する、全部でおよそ35のプロジェクトがある⁽⁷⁾。2009年に、クラウンエステートは、英国内の9つのゾーンにおける洋上ウインドファーム開発の排他的権利のための入札に、開発事業者を招いた。このサイトは、第3次である「ラウンド3 (Round 3)」のリースプログラムを構成する⁽⁸⁾。現在、開発事業者は、クラウンエステートによるリースの合意及び規制権限者による許可を得るために排他的なゾーン内で提起される個々のプロジェクト区域の範囲を画定しようとしている。プロジェクト区域の範囲は、ゾーン内における技術的、経済的及び環境面の要素についての考慮に基づかなければならない。この過程は、「ゾーン査定及びプランニング (zone appraisal and planning : ZAP)」としても知られ、これのために、クラウンエステートはこの過程で開発事業者を支援する、法に基づかない手引きを策定している⁽⁹⁾。
253. クラウンエステートは、実証プロジェクトのための区域もリースしている。こうした開発は、通常小規模であり、製造者が新たなウインドファーム技術を試験して証明することができるようにすることを目的としている。こうした実証プロジェクトの目的は、洋

(2) DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy EN-1. Available online at: www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

(3) DECC (2011). Renewable Energy Roadmap. Available online at www.gov.uk/government/publications/renewable-energy-roadmap

(4) DECC (2011). OESEA2. Available online at http://www.offshoresea.org.uk/site/scripts/book_info.php?consultationID=17&bookI=18

(5) The Crown Estate Act (1961). Available online here: www.legislation.gov.uk/ukpga/Eliz2/9-10/55/contents

(6) The Energy Act (2004). Available online here: www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/20/contents

(7) The Crown Estate (periodically updated). Website available here: www.thecrownestate.co.uk/energy/offshore-wind-energy/our-portfolio/

(8) The Crown Estate (2012). Round 3 offshore wind site selection at national and project levels. Available online here: www.thecrownestate.co.uk/media/310531/round_3_offshore_wind_site_selection_at_national_and_project_levels.pdf

(9) The Crown Estate (2010). Round 3 zone appraisal and planning: A strategic approach to zone design, project identification and consent. Available online here: www.thecrownestate.co.uk/media/122852/r3_zone_appraisal_and_planning.pdf

上風力産業におけるコスト低減を支援することである⁽¹⁰⁾。

254. 洋上ウィンドファーム区域のリースと許可 (consenting) の過程についてのさらなる情報は、国家エネルギー政策方針書EN-1⁽¹¹⁾及びEN-3⁽¹²⁾の中に記載されている。
255. 東部海洋計画区は、イングランドの海域で現在稼働中 (operational) 又は建設中の洋上風力容量の37%又は1.7GWを占める。ラウンド2及び拡張プロジェクトの下で未稼働又は未建設であるがリース中である可能容量の過半 (54%又は3.4GW) 並びにラウンド3の過半 (76%又は24GW) は、この計画区に位置することになる⁽¹³⁾。これは、主に、東部沖合海洋区における風力資源の利用可能性及び水深の適切性のためである。

計画政策方針

「風力1 (WIND1)」：許可 (authorisation) を要する他の開発又は活動の企画 (proposals)⁽¹⁴⁾ であって、洋上ウィンドファームの開発のためクラウンエステートにより認められたリース又はリースの合意の下に保持されるサイト内における企画又はサイトに影響する可能性がある企画は、次の状態でない限り許可されてはならない。

- a) 企画が、洋上ウィンドファームの建設、稼働 (operation)、保守 (maintenance) 又は解体を害さないことを、明確に示すことができる。
- b) リース/リースの合意が、クラウンエステートに返却され、再入札 (re-tender) されていない。
- c) リース/リースの合意が、主務大臣によって終了されている。
- d) その他の例外的な状態にある。

この政策方針は、東部沿岸海洋計画区、東部沖合海洋計画区のいずれにも適用する。

根拠／説明

256. この政策方針は、EN-1⁽¹⁵⁾、EN-3⁽¹⁶⁾及び海洋政策方針書⁽¹⁷⁾に示したように、国家プランニング政策 (national planning policy) に沿ったものである。この政策方針は、関係規制権限者 (relevant regulatory authorities) により実施され、申請者に対し高い確実性をも

(10) The Crown Estate (2012), Offshore Wind Cost Reduction Pathways Study; pg59. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/305094/Offshore%20wind%20cost%20reduction%20pathways%20study.pdf

(11) DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy EN-1. Available online at: www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

(12) DECC (2011). National Policy Statement for Renewable Energy Infrastructure (EN-3). Available online at www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

(13) RenewableUK (regularly updated), UK Wind Energy Database – UKWED, available online at <http://www.bwea.com/ukwed/offshore.asp>

(14) 訳者注：proposalとは、同計画案において、「開発、活動及び管理手段を含むもので、通常は新たなものであるが変更である場合もあるものの総称 (別に特段の定めのある場合を除く。)。『申請』又は『申請者』を包含する。」と定義されている (原文p.148)。これらの概念を全て含む日本語を確定できなかったため、本稿では、仮訳として「企画」の語を当てた。

(15) DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy EN-1. Section 3.4.5. Available online at: <http://www.decc.gov.uk/assets/decc/11/meeting-energy-demand/consentsplanning/nps2011/1938-overarching-nps-for-energy-en1.pdf>

たらずこととなる。これは、既に開発のために割り当てられている区域を守ることによって、洋上ウインドファームの配備を支援することにもなる。このことは、洋上ウインドファームにとっての東部海洋計画区の重要性を反映している。

257. この政策方針は、クラウンエステートのラウンド1、2及び拡張プロジェクトのリースプログラムによって与えられたリース区域、実証サイト並びにリースの合意のためラウンド3洋上ウインドファームゾーンで提起された諸プロジェクトをカバーする（海洋送電所有者（offshore transmission owner：OFTO）のリースを含む。）。これら現行のリース区域の範囲は、図13を参照されたい。この政策方針は、洋上ウインドファームの建設、稼働又は解体を害するその他の新たな開発又は活動を防ごうとするものである。そうすることによって、これは、洋上ウインドファーム区域のリース及びリースの合意に関する既存の権利を保護する。
258. この保護は、洋上ウインドファームが、(a) 建設されるまで、(b) リース/リースの合意がクラウンエステートに返却されるまで、又は、(c) リースが主務大臣によって終了されるまで、維持されることとなる。(b) の状態においては、関連する区域は、その後、クラウンエステートが、海洋管理機関と連携して、そのサイトについて将来の洋上ウインドファーム開発のための再入札を行わないことに合意した場合、潜在的な別用途に利用可能となる。(c) の状態においては、「風力1」は、リース又はリースの合意の終了後直ちに関係を失うこととなる。サイトが返却され再入札が行われない場合の例には、この政策方針によってカバーされる区域の一部又は全部における石油・ガスの開発が含まれる。（政策方針「石油・ガス2」を踏まえて交渉がなされた場合には、）それによって区域の一部又は全部が返却される可能性がある⁽¹⁸⁾。
259. 例外的な状態には、洋上ウインドファーム区域のリースによる利用者（lease holder）又はリースの合意を得ている者（agreement for lease holder）が、その区域を、他の者が、他の（洋上ウインドファームではない）用途のために利用することを認めた場合が含まれる。関連する区域の既存の利用者との交渉は、依然、リースによる利用者又はリースの合意を得ている者の責任である。

「風力2 (WIND2)」：ラウンド3ゾーン内の洋上ウインドファームの企画は、関連する支援プロジェクト及びインフラを含め、支持されなければならない。

この政策方針は、東部沿岸海洋計画区、東部沖合海洋計画区のいずれにも適用する。

根拠／説明

260. 前述のように、国家政策（海洋政策方針書2.6.7.6及び関連する政策方針書⁽¹⁹⁾）は、エネルギー

⁽¹⁶⁾ DECC (2011). National Policy Statement for Renewable Energy Infrastructure (EN-3). Section 2.5.6. Available online at:

<http://www.decc.gov.uk/assets/decc/11/meeting-energy-demand/consentsplanning/nps2011/1940-nps-renewable-energy-en3.pdf>

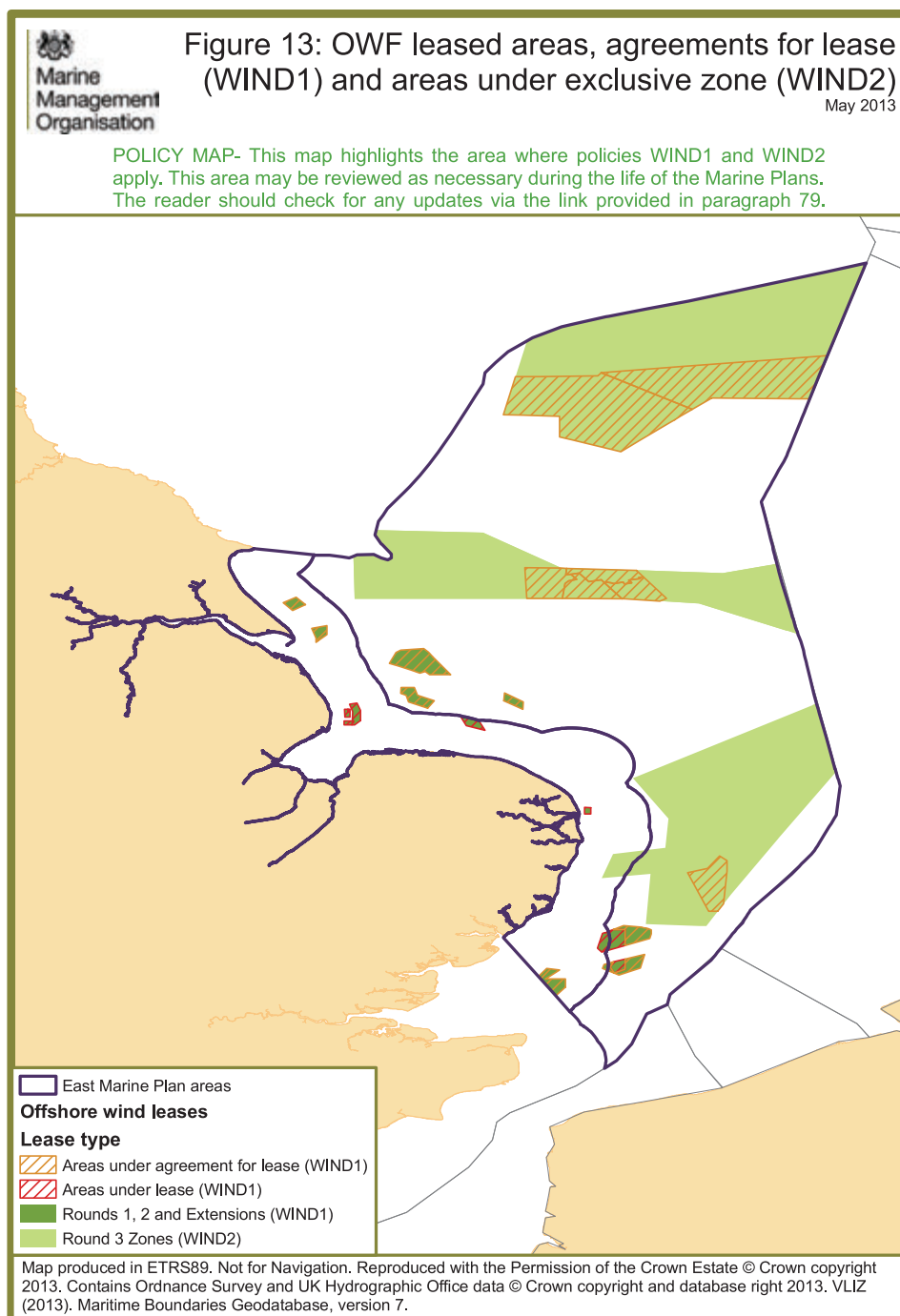
⁽¹⁷⁾ HM Government Marine Policy Statement (2011). para2.6.7.6, 3.3.19, Available online at:

<http://archive.defra.gov.uk/environment/marine/documents/interim2/marine-policy-statement.pdf>

⁽¹⁸⁾ The Conservation of Habitats and Species Regulations 2010. Available online at:

www.legislation.gov.uk/ukxi/2010/490/contents/made

図13 洋上ウィンドファームに係るリース区域、リースの合意（「風力1（WIND1）」）及び排他的ゾーンの下の区域（「風力2（WIND2）」） 2013年5月
【政策方針地図】



(訳者注) 淡い茶色の部分：陸地（左側がイングランド東部。右下は欧州大陸）
 紫色の線内：東部海洋計画区（イングランドの陸地に近い側の線で囲われた部分が、東部沿岸海洋計画区。それより沖にある線で囲われた部分が、東部沖合海洋計画区）
 橙色の斜線部分：リースの合意のなされている区域（「風力1」）
 赤色の斜線部分：リースされている区域（「風力1」）
 濃い緑色の部分：ラウンド1、2及び拡張プロジェクトの区域（「風力1」）
 淡い緑色の部分：ラウンド3ゾーン（「風力2」）

(出典) Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013, p.88.
 <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>

及び炭素低減の目標に対して洋上ウィンドファームが果たす重要な貢献を特定している。東部海洋計画区は、この貢献の実現において国家的に重要である。クラウンエステートが実施したラウンド3ゾーンを特定する仕事によって、既に、環境及び他の海洋利用者に対する洋上ウィンドファーム開発による悪影響はある程度考慮されている⁽²⁰⁾。加えて、現在、開発事業者は、そのゾーンの性格及び開発が有する潜在的な影響を完全に理解するため、ラウンド3ゾーンで提起される洋上風力プロジェクトに情報を与えることとなる相当量の仕事に着手している。この政策方針は、これまでに着手された仕事及びラウンド3開発事業者による投資を含め全ての関係者によってなされた大きな投資を反映している。

261. この政策方針は、東部海洋計画区における洋上ウィンドファームの大きな潜在性及び再生可能エネルギーに対する政府の念願の実現を確保するため、規制権限者によって適用されることとなる。この支持の条件は、ラウンド3ゾーン内で提起されるプロジェクト区域の範囲に情報を提供する適切な「ゾーン査定及びプランニング」⁽²¹⁾又はそれに相当するゾーンレベルのアセスメントの進展に依存している。企画は、これらアセスメントによる知見に基づいて描かれなければならない、その他の活動及び環境が企画においてどのように考慮されているかを示さなければならない。
262. この政策方針は、規制権限者が、条件に合致する場合にラウンド3ゾーン内(ラウンド3ゾーンの位置については図13参照)における洋上ウィンドファームの開発、及び付随するインフラを含んだ支援プロジェクトに対し好意的な見方をすることを表している。
263. 「風力2」において概略が示された支持を適用する場合、その他の政策方針が考慮されなければならない。これは、「風力2」に優先する「石油・ガス2 (OG2)」が適用できる場合を含む。いったんクラウンエステートによってリースの合意が与えられると、その区域は計画政策方針「風力1」によってカバーされることとなる。この政策方針は、ラウンド3ゾーンにおいて他の相いれない活動に優先して洋上風力の開発を可能にするが、「ガバナンス3 (GOV3)」に従って洋上ウィンドファームが他の活動と共存して立地すること (co-location) を妨げない。この政策方針は、ラウンド3ゾーンで提起される洋上ウィンドファーム及び支援プロジェクトのライセンスを与える規制権限者だけでなく、ラウンド3ゾーン内における洋上ウィンドファームでない開発又は活動の企画の決定を下す規制権限者によっても、適用されることとなる。これらの規制権限者は、洋上ウィンドファーム開発者、(洋上ウィンドファームの企画の決定を下す) エネルギー・気候変動省の閣内大臣、英国インフラ局 (National Infrastructure Directorate : NID) の全て又はいずれかと協働しなければならない。
264. 「ゾーンの査定及びプランニング」に基づき検討されるテーマは、プロジェクト区域の

(19) DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy EN-1. Section 3.4.5. Available online at: www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

(20) The Crown Estate (2012). Round 3 offshore wind site selection at national and project levels. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/310531/round_3_offshore_wind_site_selection_at_national_and_project_levels.pdf

(21) The Crown Estate (2010). Round 3 zone appraisal and planning. A strategic approach to zone design, project identification and consent. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/122852/r3_zone_appraisal_and_planning.pdf

範囲又は潜在的開発区域を指定する前にゾーンのレベルで考慮されなければならない。同等のいかなるアセスメントも、これらの要素を考慮しなければならない。ゾーンレベルのアセスメントは、プロジェクトレベルのアセスメントの必要性を否定しない。

3.9 潮流及び波

背景と経緯

265. 英国は、波資源及び潮流資源の開発において世界的先導者であり、高度開発計画 (high development projection) の下、成果として、潜在的には2050年までに27GWのエネルギーを供給する装置を作成している⁽²²⁾。エネルギー・気候変動省の国家政策方針である EN-1⁽²³⁾は、「現在、複数機配置規模 (array scale) 及び商用前配備へ向けて研究中の、実機大の (波及び潮流エネルギーの) 試作機が存在している。しかしながら、波資源及び潮流を利用するための技術の多くは、未だ開発中である。」と認識している。エネルギー・気候変動省は、商用規模の波及び潮流エネルギーの開発と配備を促進することを目指した「英国海洋エネルギー・プログラム (UK Marine Energy Programme)」を策定した⁽²⁴⁾。最近、カーボントラスト (Carbon Trust)⁽²⁵⁾は、海洋再生可能エネルギーの世界市場は、英国にとって、数千人分の雇用機会と、最大3400億ポンドの価値がある可能性があるとの見積もった。波及び潮流エネルギーの系は、これの重要な部分を占める潜在性を有する。
266. クラウンエステートは、英国の波及び潮流エネルギー資源のアセスメントを完了した⁽²⁶⁾。このアセスメントは、波・潮汐・潮流資源を、最高の知見に基づいて商用規模で活用するのに必要な条件を特定した。これらの条件は、海深及び波・潮流資源のデータに基づいている。この分析は、ノーフォーク沖及びハンバー川の河口の北にある潮流資源区域を特定した。波エネルギー資源は、東部海洋計画区においてはわずかであり、したがって、専用の、又は、単独での政策方針を策定する正当な理由が見当たらない。
267. 潮汐は、潜在的影響の複雑さの程度及び潮汐設備開発の計画における不確実性のために、これらの海洋計画では考慮されておらず、つまり、戦略的規模での考慮は可能でない。クラウンエステートは英国の海域における「波及び潮流の」「重要資源区域」のアセスメントを提出した⁽²⁷⁾。

⁽²²⁾ DECC (2011). UK Renewable Energy Roadmap. Available online:

www.gov.uk/government/publications/renewable-energy-roadmap

⁽²³⁾ DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy (EN-1). Available online:

www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

⁽²⁴⁾ DECC Marine Energy Programme website: www.gov.uk/wave-and-tidal-energy-part-of-the-uksenergy-mix

⁽²⁵⁾ The Carbon Trust (2011) Accelerating Marine Energy. The potential for cost reduction – insights from the Carbon Trust Marine Accelerator. Available at: www.carbontrust.com/media/5675/ctc797.pdf

⁽²⁶⁾ The Crown Estate (2012). UK Wave and Tidal Key Resource Areas Project. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/355255/uk-wave-and-tidal-key-resource-areas-project.pdf

⁽²⁷⁾ The Crown Estate (2012). UK Wave and Tidal Key Resource Areas Project. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/355255/uk-wave-and-tidal-key-resource-areas-project.pdf

計画政策方針

「潮流1 (TIDE1)」：特定された潮流資源の画定区域において（図14参照）、企画は、次の優先順で次の事項を示さなければならない。

- a) その企画が、潮流プロジェクトについての潜在的な将来の開発を妨げないこと
- b) その企画が潜在的な潮流開発に対する何らかの悪影響を有する場合、それらを最小にする、又は、緩和する方法
- c) 影響を最小にすることも緩和することもできない場合、その企画を実施する論拠 (the case for proceeding with the proposal)

この政策方針は、東部沿岸海洋計画区、東部沖合海洋計画区のいずれにも適用する。

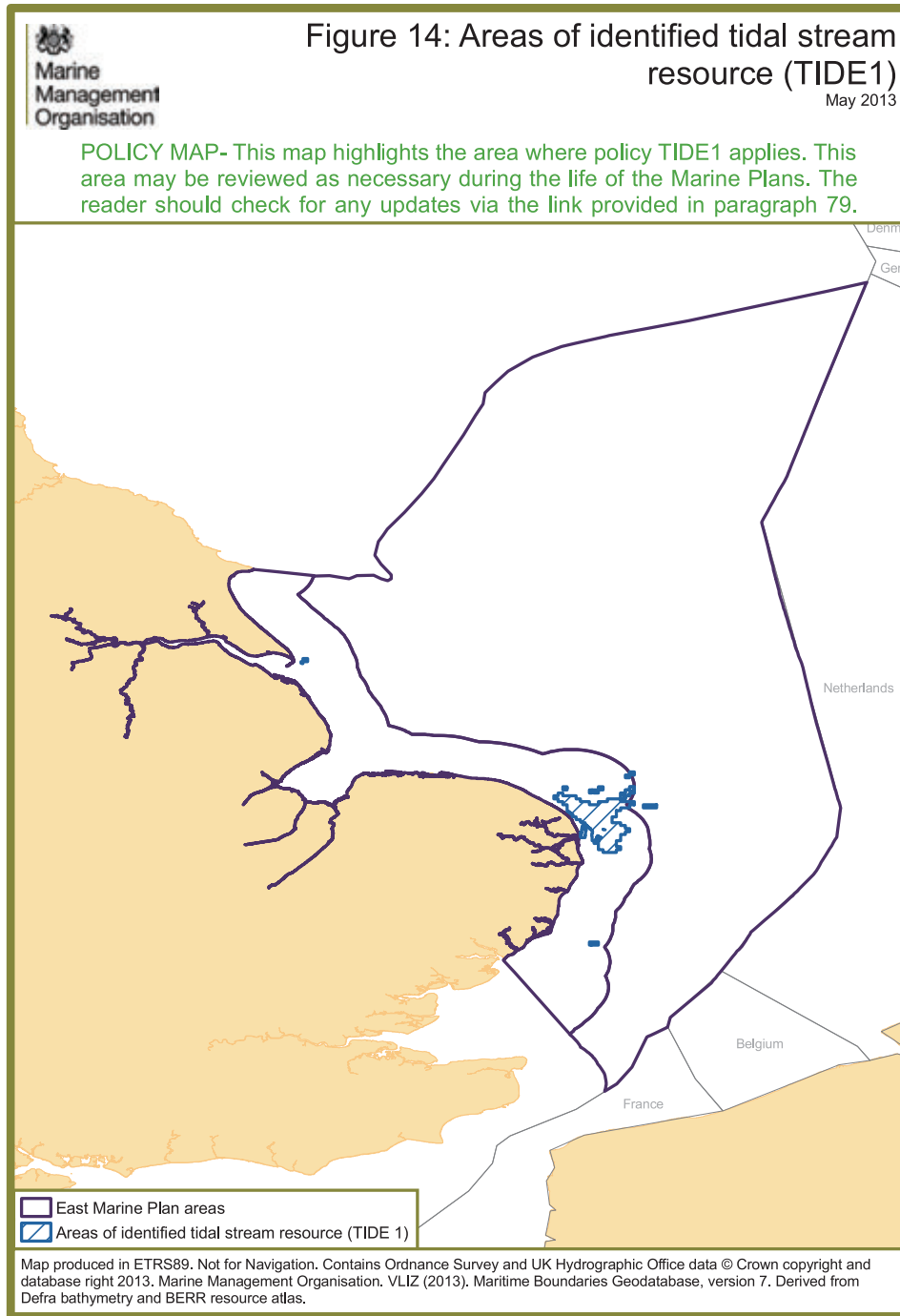
根拠／説明

268. 潮流装置を駆動させるに十分な潮流が作られるには数々の地理的特徴が必要であるため、潮流エネルギーは、イングランドの海域においては限られた数の区域で取り出すことができるにすぎない。資源が存在する場所は、概して、岬の周辺及び沿岸近くの流れ (channels) に位置している。これらの区域は、将来の潮流資源開発を妨げる他の新たな開発及び活動からの保護が必要である。
269. 潜在的資源の存在する区域を保護する必要性は、海洋政策方針書の3.3.21において「より確立された海洋空間の利用と並んで、そうした（潮流及び波の）開発のための適切な立地を考慮することは、海洋計画の策定にとって重要である」と認められたものである⁽²⁸⁾。国家政策方針書 (National Policy Statement) EN-1でも同様に、「発電の多様化及び脱炭素化についての英国の必要性の一環として、政府は、再生可能発電容量を劇的に増加させることを約束している。…短中期的には、この新たな容量の多くは、おそらく陸上及び洋上風力となるが、波及び潮流の力に由来する発電が…次第に多くなってくる可能性がある。」⁽²⁹⁾とされている。
270. 「潮流1」に関係する区域を画定する方法は、クラウンエステートによる重要資源区域の調査を通じ、クラウンエステートによって提供されている。その成果は潮流資源の区域を記述しているが、これは海底の高さ及び一定の閾値を超える潮流資源の存在に基づいたものである。こうした技術的パラメーターは、潮流技術についての最近の新たな知見に基づくものであり、今後も進化し続ける。白で示した区域は、東部沿岸計画・東部沖合計画区の外であるか、又は、開発可能な潮流資源は存在しないと分析されている場所である。この特定された潮流資源の区域を作成するにあたり、その他の既存の利用者、関心及び機微な課題 (sensitivities) の考慮はなされていないことに注意されたい。これらの要素のアセスメントは申請者の責任である。

⁽²⁸⁾ HM Government Defra (2011). Marine Policy Statement (MPS) Section 3.3.21, Available online at: <http://archive.defra.gov.uk/environment/marine/documents/interim2/marine-policy-statement.pdf>

⁽²⁹⁾ DECC (2011). Overarching National Policy Statement for Energy EN-1. Section 3.3.10. Available online at: www.gov.uk/government/publications/national-policy-statements-for-energy-infrastructure

図14 特定された潮流資源の区域（「潮流1」） 2013年5月
【政策方針地図】



(訳者注) 淡い茶色の部分：陸地（左側がイングランド東部。右下は欧州大陸）
 紫色の線内：東部海洋計画区（イングランドの陸地に近い側の線で囲われた部分が、東部沿岸海洋計画区。それより沖にある線で囲われた部分が、東部沖合海洋計画区）
 青色の斜線部分：特定された潮流資源の区域（「潮流1」）

(出典) Marine Management Organisation, *Draft East Inshore and East Offshore marine plans*, July 2013, p.92.
 <http://www.marinemangement.org.uk/marineplanning/areas/documents/east_draftplans.pdf>

271. 「潮流1」は、関係する開発又は活動を許可する (authorise) 規制権限者によって実施されることとなる。それは、特定された区域の内外で将来の潮流エネルギーを実現させる可能性に影響を与えうるその他の新たな活動又は開発から保護することによって、国家政策 (パラグラフ265参照) に示された意図を東部沿岸区域における特定された場所に対して適用するものである。「重要資源区域プロジェクト (Key Resource Areas Project)」⁽³⁰⁾ による見積りに基づけば、東部海洋計画区は、潜在的な潮流エネルギー約2GWを有している。その他の英国の海域は同約11GWである。これは、東部海洋計画区が、英国の潮流エネルギー開発において重要な役割を有することを意味する。
272. これらの区域における潮流開発を潜在的に妨げる新たな開発又は活動には、5年を超えて置かれる、海のあらゆる水深の地点、海底上又は海底下へのハードインフラの設置が含まれる。インフラの種類には、防波堤、埠頭 (quays)、棧橋 (jetties)、土手道 (causeways) などが含まれる。区域を潮流の展開のためにリースすることを妨げることとなる活動の種類には、海砂利採取及び航路設定が含まれる可能性がある。
273. 潜在的な潮流資源の区域を画定する際の不確実性及びこれらの区域において装置を開発する潜在的な必要性を考えて、この政策方針「潮流1」において、申請者がその他の新たな開発及び活動を主張できる基準が設けられている。他の分野の開発の提案者は、関係する規制権限者及びその他クラウンエステートなどと、許可手続きの申請前段階で、取り扱い (arrangements) を議論しなければならない。ふさわしい決着 (solution) を確実に見出すため、潮流プロジェクトの開発事業者、クラウンエステート及び規制権限者の中で適切な影響緩和又は最小化が議論されねばならない (これには、業界団体 (trade bodies) も含まれ得る)。特定された潮流資源区域の既存の利用者及び漁業のような時間的に変化する (temporally variable) 活動との交渉は、プロジェクトが提起される際、依然として申請者の責任である。プロジェクトレベルのアセスメントは、依然として必要である。そうしたアセスメントに役立つよう、計画に添付の「適合アセスメント情報報告 (appropriate assessment information report : AAIR)」 (この部門に係る通常用いられる緩和策又は以前提案された緩和策が記載されている。) によって情報が提供され得る。

⁽³⁰⁾ The Crown Estate (2012). UK Wave and Tidal Key Resource Areas Project. Available online at: www.thecrownestate.co.uk/media/355255/uk-wave-and-tidal-key-resource-areas-project.pdf